

# 第三十八回国 参議院農林水産委員会會議録第五十号

昭和三十六年五月二十九日(月曜日)

午前十時二十九分開会

### 委員の異動

本日委員高橋進太郎君辞任につき、その補欠として高橋衛君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 藤野 繁雄君  
理事 秋山俊一郎君  
櫻井 志郎君  
亀田 得治君  
東 隆君

### 委員

石谷 憲男君  
植垣弥一郎君  
阿村文四郎君  
河野 謙三君  
重政 庸徳君  
田中 啓一君  
高橋 衛君  
仲原 善一君  
堀本 宜実君  
阿部 竹松君  
大河原 次君  
北村 暢君  
清澤 俊英君  
小林 孝平君  
安田 敏雄君  
棚橋 小虎君  
千田 正君  
杉山 昌作君

### 衆議院議員

農林水産委員長 坂田 英一君

### 國務大臣

農林大臣 周東 英雄君

### 政府委員

農林政務次官 井原 岸高君  
農林大臣官房長 昌谷 孝君  
農林大臣官 大沢 融君  
農林省農地局長 伊東 正義君  
農林省畜産局長 立川 宗保君  
農林省畜産局 事務局長 安楽城敏男君

### 常任委員

農林省農地局長 大山 一生君

### 局愛知用水

農林省農地局長 橋 武夫君

### 農林省畜産局

農林省畜産局長 花園 一郎君

### 農林省畜産局

農林省畜産局長 伊藤 佐君

### 農林省畜産局

農林省畜産局長 伊藤 佐君

### 農林省畜産局

農林省畜産局長 伊藤 佐君

### 農林省畜産局

農林省畜産局長 伊藤 佐君

### 農林省畜産局

農林省畜産局長 伊藤 佐君

### 農林省畜産局

農林省畜産局長 伊藤 佐君

### 農林省畜産局

農林省畜産局長 伊藤 佐君

### 農林省畜産局

農林省畜産局長 伊藤 佐君

### 農林省畜産局

農林省畜産局長 伊藤 佐君

○委員長(藤野繁雄君) たいだいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたしました。

本日、高橋進太郎君が辞任、その補欠として高橋衛君が選任されました。

○委員長(藤野繁雄君) 急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案(衆議院送付、予備審査)

本案は去る五月十八日予備審査のため付託され、同十九日衆議院より提出せられました。まず本案の提案の理由の説明を願います。

○衆議院議員(坂田英一君) たいだいま議題となりました急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

御承知のように、急傾斜地帯農業振興臨時措置法、湿地単作地域農業改良促進法、海岸砂地帯農業振興臨時措置法及び畑地農業改良促進法の対象となります地帯は、地形が急峻であるとか、農地が常時湿潤であるとか、潮風または飛砂による災害をうけるとか、あるいは、しばしば旱害を受ける等、自然的条件に恵まれず、農業生産力が著しく劣っている地帯でありまして、その面積は、急傾斜地帯については約四十二万町歩、湿地単作地域については約四十六万町歩、海岸砂地帯については約二十四万町歩、畑地地域については約六十万町歩に達しているのがあります。

これらの地帯の自然的条件を克服し、農業生産力を高め、農業経営の安定向上をはかるため、昭和二十七年五月に急傾斜法が、また同年十二月に湿地単作法が制定され、引き続き、翌二十八年三月には海岸砂地帯法が、また同年八月には畑地法の制定を見たのでありまして、自來今日に至るまで、これらの法律により、これら地帯の農業生産基盤の整備をはかるため、農業振興計画等に基づき、土地改良事業を中心として、農地の保全事業、海岸砂地帯林事業等が実施されて参つたのでありまして、これらの法律施行以来、実施されました対策事業の総額は、昭和三十六年度実施予定事業を含め、急傾斜地帯については事業費で約七十七億円、国費で約三十二億円であり、湿地単作地域については事業費で約二百二億円、国費で約七十三億円、海岸砂地帯については事業費で約五十四億円、国費で約二十六億円、畑地地域については事業費で約三十五億円、国費で約十五億円に上り、相当の成果を上げて参つているのであります。

しかしながら、これら対策事業の進捗状況を見ますと、これらの法律制定当初計画されました振興計画等に対し、遺憾ながら相当のおくれを示し、急傾斜地帯については三七パーセント、湿地単作地域については五四パーセント、海岸砂地帯については三五パーセント、畑地地域については三九パーセントという状況であります。

しかるに、これらの法律は昭和三十七年三月三十一日限りで失効すること

となつており、この機会に、さらに高い次元の上に立って、これらの法律を統合する地域立法を行なうべきであるとの意見もありませんが、当面、とりあえずこの際、これらの法律の有効期限を四カ年間延長いたしまして、引き続き事業の一そりの推進をはかり、これら法律制定の所期の目的を達成するに遺憾なきを期すべく、ここに本案を提出した次第でございます。

なお、有効期限の延長期間を四カ年とした理由は、昨年五カ年の延長を行なひました積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の有効期限にその終期を一致せしめまして、特殊地域の農業振興のための統合立法の策定に対処しようとの考えに基づくものであることを申し添えておく次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

○委員長(藤野繁雄君) 以上で本案の提案理由の説明は終わりました。本案については、本日はこの程度にいたします。

○委員長(藤野繁雄君) 愛知用水公団法の一部を改正する法律案(閣法第一四〇号、衆議院送付)を議題といたします。

本案は去る三月九日提案理由の説明を、四月四日補足説明をそれぞれ聴取いたしました。また、五月十八日衆議院より送付され本委員会に付託されました。

○委員長(藤野繁雄君) この際、お諮りいたします。この法律案審査のため必要な愛知用水公団関係役員参考人としての出席については、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤野繁雄君) 御異議ないと認めます。よってさきより決定いたします。

○委員長(藤野繁雄君) それでは本案に対する質疑を行ないます。

御質疑のおありの方は、順次御発言をお願いいたします。

〔速記中絶〕

○委員長(藤野繁雄君) 速記ついで。

○北村暢君 それでは、愛知用水の、牧尾ダムの竣工式も終わられて、いよいよ待望の水が流れるわけですが、この当初計画と、それから工事竣工にあつたの事業計画、資金面等について、どのような状況になつておるか、これをまずお伺いしたいと思ふのですが。

○政府委員(伊東正義君) 愛知用水事業の事業計画の御質問でございますが、三十年に実施計画を作りまして縦覧公告をいたしました。今回はこの二月に基本計画並びに事業実施計画の変更をしたわけでございます。これも縦覧公告をしまして決定いたしております。

概略申し上げますと、受益面積につきましては、実施計画のときには三万三千町歩という受益面積を考へておりましたが、その後いろいろな事情、と申しますのは三万三千をとりましたときのとおり方と、今度のとり方の計算方法

等の違いもございますが、そのほかに水路の位置が変わりまして水がかからなくなつた、あるいは受益地から若干除外する、あるいは未墾地買収の関係で減りまして、いろいろな要素がございますが、受益面積が三万三千から三万になつておることが一つの変わった点でございます。またその面積の中でも、あの辺の農民の方々の要望で、当初よりも水田がふえておりますことが、若干前と内容的に面積が違ひます。ほかに、開田の希望が前より多くなつておるのが違つております。

それから水の計算でございますが、これも従来は農業につきましては一億一千二百万トンの補給用水量という計画をいたしておりましたが、これが約一億四千百万トンにふえております。

これは先ほど申し上げましたように、開田の増加ということ、畑灌の期間延長、従来は八月三十一日で灌漑期間を終わりましたが、これを九月十五日まで延ばすというような灌漑期間の延長がございます。もう一つは、畑灌のロスというような関係で農業用水の補給水量が一億一千二百万トンから一億四千百万トンにふえております。工業用水、上水等につきましては、そのま

まにいたしております。それから事業費の点でございますが、これは総事業費は事業実施計画では三百三十一億ということになつておりましたが、これまた資料でお届けしたことがあつたと思ふのでござい

ますが、その後のいろいろな事情によりまして、これが四百二十三億というふうに事業費が約九十億ふえております。これが農民負担との関係になるわけでありまして、事業費としましては

今申し上げました九十億ふえております。大体堤堰、幹線水路、支線水路あるいは用地補償費というふうなものがふえておりますおまなものでございませう。幹線でございますと、路線をだいたふ山寄りを持つていく、用地取得の関係というふうな関係で本年度さういふ金のかかる工事がふえたということがございまして、約九十億ふえております。これが事業費の増加でございます。

それに対しまして資金調達計画は、従来は国庫が八十六億、世銀が二十四億八千、見返り資金が六十八億、運用部資金が百八十億というふうな資金調

達を考へておりましたが、国庫が八十億、世銀が減りました十七億、見返り資金がそのかわりふえて百二十億、運用部資金が二百二十億、これは概算でございますが、さういふふうな資金調達計画になつておるわけでございます。それで先ほどの事業計画からいふと、負担区分が農業が実はだ

いふふえるわけでございますが、その点につきまして実はいろいろな措置をとりました。農民負担に上からぬようにというふうなことをしたわけでございます。従来は負担区分三百三十一億のときでございますが、これは建設利息等を入れますと農業で二百七十八億、電力で二十一億、水道が四十億と

いうふうな負担になるものでございませう。今度事業費がふえましたので、国庫が百三十五億が百八十六億にふえておられます。それから県が八十億、農民は九十億、さつき二百七十八億と申し上げました中で、農民は九十九億だったのでございませうが、農民負担としましては九十一億というふうに、面

積も減りましたので、従来より減らしまして農業関係が三百五十九億、それに電力が二十三億、水道が五十三億というふうな負担にいたしてあります。それを前提にしてやりますと、農民負担は三百三十一億のときに大体総償還が四万三千二百五十円というものをはじいておきましたが、このたびも事業費は九十億上がりましたが、これは先ほど申し上げましたように、農民負担が、従来九十九億を九十億に下げたという

こと、これは県が相当負担したという形になります。従来は、従来果樹園等に、県の補助が出ていませぬものを、国も果樹園のものの負担をするというふうなことを考へまして、また、開田、開畑につきまして、

従来県は負担しておりませぬものを、国、県、農民、全部で負担するというふうな負担の方法も若干変へまして、事業費は上がりましたが、農民負担については従来通りの線を、平均の反当償還でございますが、維持していくというふうなことをやつたわけでございます。大体先般の基本計画実施計画を改訂しましたときの改訂の内容は以上

のようなものでございませう。○北村暢君 ただいまの愛知用水の事業計画の変更に伴ういろいろな点について説明があつたのでございませうが、これについて、まず資金調達の面

で今ちょっと説明がございましたが、調達計画の国庫の補助の分、あるいは世銀、余剰農産物見返り資金、資金運用部資金の中で世銀に対する借入金につ

いては、これは返還はどのようになるでしょうか。

○政府委員(伊東正義君) 世銀の償還条件でございますが、利子は年利五分七厘五毛でございます。三十六年の五月まで、今年の五月までが据置期間でございます。据置期間満了後は世銀が作り出す償還計画表、これは十六年でございませうが、十六年賦でこれを払つていくという償還条件になっております。

○北村暢君 この資金調達の中で余剰農産物の見返り資金、この当初計画と先ほどさつきと説明がありました。が、聞き漏らしましたが、変更はなかつたのでしょうか、ちよつと聞き漏らしたものでございませう。

○政府委員(伊東正義君) 見返り資金は当初は六十七億九千でございますが、約六十八億という借入計画になつております。その後四百二十三億ということをやりました場合の借入計画は百二十二億というふうに見返り資金はふえております。これは利子が四分お

りませう。これは比較的利益有利な利子になつております。これは事業費がふえまして、なるべく償還金をふやさぬという

ことのために見返り資金の増額、借入金を増額ははかつたような次第でございます。○北村暢君 それで次に伺ひたいのは、事業の負担区分について先ほどの説明によれば事業費がございませうが、当初計画よりもふえましたが、農村の受益者については負担額がまあほとんどふえな

ますが、これは開田がどのような形でふえたのでしょうか、それとその従来の休閑のもの、それから畑地を開田をしたもの、山林の開田のもの、こういふように分かれておったようですが、一体水田の開田のふえた分はどうか、いふところがふえたのでしょうか。

○政府委員(伊東正義君) 従来の実施計画では開田は二百七十町ばかりの計画でございます。これが二千五百六十九町といふふうになっております。二千五百七十町ばかりでございます。これは実はこの計画を変更いたしました場合には土地改良区、県等を通じて実は農民の希望をいろいろ聞いたのでございます。その場合に従来よりも今申し上げましたようにふえたのでございますが、そのうちで畑からのいわゆる地目交換は約千九百九十でございますから、約二千が畑からの地目交換で未墾地よりの純粋の開田は約五百七十町といふような内訳になります。

○北村鶴君 そうですと、当初の畑地灌漑という考え方のものが約二千町歩水田になったといふこと、このことよりですが、これは農民の希望といふことよりですが、これは聞くところによると、当初の計画ではこの畑地灌漑によって果樹地帯を作るとかいうような計画もあるといふことを聞いておったのですが、この農民の希望といふことで開田を多くしたといふことは、この愛知用水の当初の目的といふもの、これと非常に変わっているんじゃないか、要するに愛知用水が当初始まったときにはやはり食糧増産政策であったから、どちらかといえば水田開田するというのが農民の希望であつたんじゃないかと思ふのです。従つ

て、まあ完成間際になって参りますというところ、いわゆる農政の曲がりかどというところで開田といふことはかえつて好ましくない。畑地灌漑といふことの方か、やはり力を入れていくべきでないか、こゝろいふふうな考え方が出てきておつたはずですよ。それにもかかわらず水田を予定よりも増加しなければならぬ、こゝろいふことはちよつと理解できないのでありますが、これが今後のこの種の公団の農地開発といふものとも関連して、大へんこれは重要な問題じゃないかと思ふのです。それに対して、単に農民の希望によつて計画が変更されたといふことではちよつと理解できないようなんですが、やはり農民は畑地灌漑といふよりも水田といふものをやはり魅力といふますか、そういうものを持つていふこととを表現してはいるんじゃないかと思ふ。そういう点からいって、これはどういふふうにお感じになっておられるか、その点一つお伺いしておきたいと思ふ。

○委員(藤野野君) 北村さん、愛知用水の伊藤理事が見えましたが、この点でございますが、確かに開田が二千二、三百町ふえておるのは事実でございます。それから畑地灌漑の中では実は樹園地関係で、あそこはもともとミカンでございまして、樹園地関係は当初の二千七百が四千五百といふふうになっておられます。一般の畑地が普通畑が一萬三千が七千になるといふような実は減らしてはいるわけでございます。ただ総計いたしますと、先ほどのまあ三千町という現状がございまして、それも畑地がだいたいこの計画の中から落ちたといふこともあろうかと思ふ。

が、先生の御指摘のような開田の増があることは確かでございます。私どもも先生のおっしゃる通り、実はなるべくこの地帯では開田でなくて樹園地の増加とか、そういうものを持つていきたくつたことは、さういふつもりであつたのでございまして、実は農民の要望はここに二千五百六十九と申しましたが、実はもつと開田してほしいといふ要望がございましたことは確かでございます。私どもの方といたしましては、先生のおっしゃいますように、今後の問題もあり、水の量の関係にすぐ響いて参ります問題でございますので、なるべく開田を少なくするように押さえても、実はこゝろいふ数字になりましたことは現実の姿でございます。私どもとしては今後の運営の姿としては、これは開田となりまして最近の田畑輪換といふようなことが非常にまた営農の形として奨励されて参つておられますので、これがまたさつと長く開田のままでいくといふふうにと長えませんが、なるべく水の量、今後の運営の形としてはこれですと十年、十五年いくのだといふことと、さういふ、やはり今後農指指導をやりまして、畑地といふものが、そちらの方へもつと重点的に持つていきたいと思つて参ります。ただ計画を従来より進めて参りました関係上、この段階で全部開田はいかぬといふことを押さえて参ります。計画達成上無理がございしたので、ある程度要望よりは減らしたのでございしますが、現実は今のような姿になります。この将来の営農の形としましては、私どもはなるべくもうかる農業といふために、田畑輪換とか、さういふ

りことになつておきたい。○政府委員(伊東正義君) 従来の営農事業でやっておりますのは、県営、団体営まで実は入れませんが、管理費を出しているのがございまして、百円ないし二百円といふのがございまして、これは新しいものにつぎましては、これは営農のダム、それから水路の管理費でございますが、県営、団体営は入れておられません。それに比較いたしましたら、愛知用水の場合でございますが、おそろく二百五十円くらいになるんじゃないか、国営だけで言いますと、さういふふうなみにしております。これに對しては、私の方も補助金等も考えますと、先生のおっしゃいますと、管理の費用になるんじゃないか。普通より若干は高いんじゃないか。ここに営農地区としてはなるかもしれせん。

○北村鶴君 昨日あたりの新聞によると、この愛知用水は、確かに水がない所に水が来たのでありますから、その効果は十分知りつつも、今申した管理費の負担あるいは賦課金、こゝろいふものの関係からして、水はほしいが辞退しなければならぬ、こゝろいふ者が相当出てくるんじゃないか。七、八千出てくるんじゃないかといふことが新聞で伝えられておられますが、一体、計画当初の受益者といふものが、予定しておつた農家といふものが辞退するといふようなことは、今後大体起こらない見通しなんでしょうか。

○政府委員(伊東正義君) 今先生の御質問の点でございますが、面積で三万三千が三万といふことになつたわけ

でございますが、これは先ほど申し上げましたいろいろな理由があったわけでございます。で、今後の問題でございますが、私どもの方といたしましては、これは農民の反当負担の問題にも大きな影響をするわけでございます。受益面積からはずれるということ、残った人につきましては大きな負担の問題にもなりますし、また水の配分の問題とも非常な関係を持って参ります。これはよく話し合いをしまして、これは県が中心になってやってもらいたいと思っておりますが、今後の営農の問題等を話し合ひまして、そう大きな変動が起きませんようにという指導を参りたい。三万三千が三万になりましたこと、かなり変化がございましたので、これ以上、あまり大きな変化がないようにという事は指導をいたしたいというふうに思っております。

○北村囀君 その点、当初の計画より三千ばかり減るといことですが、逆に水の分は先ほど説明がありましたように、当初一億一千万トン、これが約三千万トンくらい減る、これは水田開田が多くなった結果だ、こういうことよりです。水の方はふえる、受益者の負担する面積は減る、こういうことでは、当初の計画からして受益者負担が変わらない。農家の負担分が変わらない。これはどこかにしわ寄せになってくるのか、どういふ計算でうまくいくのかしませんが、これはちょっと常識的に考えると、水はふえるし、受益面積が減るといことになると、どういふ計算が合わなくなってくるかと思ふのです。ところが受益者の負担は同じだ。先ほど説明ありましたように、県の負担がふえるとい

うようなことともあると思うのですが、そうすると、やはりこの愛知用水の世紀の大事業が、やはり非常にどこかに無理をかけているのじゃないか。こういうような感じがするわけですが、そういう無理がいつて当初計画からはずれたようなところは、やはり困でこれを見るべきじゃないかという感じがいたしますがね。これについてそこら辺の点の説明をもう少しわかるようにしていただきたいと思います。

○政府委員(伊東正義君) 今御質問の点でございますが、面積が減って水の量がふえたのだから負担は多くなっているのじゃないかというお話でございますが、単純に計算しますと、その通りなんです。それで、私どもとしましては、当初反当総償還額四万三千元ということをやりましたので、これは事業費が九十億ふえましても、四万三千元といはすのはかなりの負担になります。これはたしかでございますので、これはふやしたくないということ、先ほど申し上げましたように、県でかなりの特別負担という形をしてもらっておきます。それから、実は従来建設利息等につきましては、一応国は持たぬような役所間の覚書でやっておりますものを、国が建設利息を持ちますとか、あるいは果樹園につきましても補助はしないという形をとっておりますものを、果樹園につきましても国は二割の補助をするというようなことで、国も従来負担しなくてよくなったものにつきまして負担をするというような形になります。先ほど申し上げましたように、百三十五億が百八十六億ぐらいな数字になっておるわけでございます。それ

から県でございますが、県は、これは十数億にならうかと思ひますが、これも特別負担をいたしまして、従来果樹園について負担をしておりますものを、県が五割負担する、あるいは開田、開畑につきましても、これは従来は国と農民だけでございましたものを、県も六分の一持ちますというようなことをやまして、従来負担しないといふことになっておりましたものを、困、県で負担するといふようなことをいたしまして、先ほど申し上げましたような四万三千元ペースにしていこうというふうな操作をしたわけでございます。

○委員(藤野繁雄君) 浜口総裁がただいま見えました。速記を始めて。ちよつと速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員(藤野繁雄君) 速記を始め暫時休憩いたします。  
午前十一時一分休憩

○委員(藤野繁雄君) 速記を始めて。ちよつと速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員(藤野繁雄君) 浜口総裁がただいま見えました。速記を始めて。ちよつと速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員(藤野繁雄君) 速記を始め暫時休憩いたします。  
午前十一時一分休憩

午前十一時三十八分開会  
○委員長(藤野繁雄君) 委員会を再開いたします。  
休憩前に引き続き、愛知用水公団法の一部を改正する法律案に対する質疑を行ないます。  
○北村囀君 それじゃ、続いて質問をいたしますが、愛知用水の総裁でも理事でもよろしゅうございませうが、先ほど、計画変更になりました、受益地の面積が変更があったといことのように、さういふ説明でありました。水を辞退する農家が出てくるの

じゃないか、こういうことが言われておるのですが、さういふことは現在のところないのですか。新聞にはさういふようなことが起るのじゃないかといふことが出ておるわけですが、その心配はございませうか。  
○参事(伊藤佐君) 事務的の問題でございませうが、私伊藤でございますが、私から便宜お答えいたします。ただいまの御質問でございますが、御承知のように、名古屋を中心にしたしまして最近目ざましいとんどん工業の発展あるいは市街地の発展といふものがございませうので、さういふ傾向からいまして、ただいま先生のおっしゃいましたようなことは、私は今後起こり得ることであると存じます。ただいまのところ、しかし、どのくらい程度でどうであるといふことは、ただいま見当がつかみませんでございます。

○北村囀君 さうしますと、農業用水は辞退者が出て減るが、名古屋の南の臨海地帯の工業用水がふえる、こういうことになるのですか。  
○参事(伊藤佐君) さういふ事象と申しますか、がくれば、勢い工業用水の需要といふものは現状におきましてございませう。直接関係は、まあ何とも申せませんが、今後工業用水がふえるといふことは、愛知用水に關係あるなしにかかわらずございませう。

○北村囀君 ただいまの御答弁ではちよつとはつきりしませんが、私はこれは臨海地帯の工業の発展に伴って、愛知用水の受益地区の農民が水を辞退するようないこともあり得ると

いうことですから、それは最近の工業の発展に伴って離農をするとか、何か、さういふようなことで減るといふことなんですか、どうなんでしょう。  
○参事(伊藤佐君) いろいろ原因はございませうけれども、大別いたしまして、今先生のおっしゃいましたような、従来の農業地が工業地帯に変わる、工場用地に変わるといったような点、それからまた市街の膨張に伴いまして住宅地化するといったような点、この二つが大きなものじゃないかと思われませう。

○北村囀君 さうしますと、これは当初の計画で農用地の造成と宅地の造成ではだいぶ変わってしまふんじゃないか、価格の問題においても違ふんじゃないかと思ふのですが、この点はせつかく農用地として開発した、しかもそれが国の相当な補助金等によつて農地として開発したものが遠からずして工業地になっていく、工場敷地になる、あるいは住宅地になる、転換する、といふことになりませうという、これはその関係はどういふふうになりませうか。さういふことが起こらないといふ限らない、今のところさういふことになるとも断言できないでしようけれども、さういふ傾向がないとは言えない、あるようなふうにも受け取れるのですが、その場合、賦課金等についてもこれは相当長い年限かけて返還をしていくはずでございませうから、さういふ場合、一体どういふふうな取り扱いになるのか、この点一つ農地局長から……

○政府委員(伊東正義君) 今先生おっしゃいましたように、農業用水でやる場合と工業用水なり、上水道でやる場

合と工業用水なり、上水道でやる場

合には、国の補助なり、県の補助なりが大いに違います。特に上水道の場合になりますと、あまり補助がなくて、一立米で二十何円というような水の値段になるわけであります。それで先生の御質問のように、農業用水が工業用水になり、都市用水になるとき、その土地が、農地から工業地になったから、その場合には農業関係の負担金をそれだけ払ってしまえばその水は自由工業用水、上水道等に使えるかという点になりますと、先ほど申し上げましたように、国の補助なり、県の補助なりの考え方が違いますから、水をほかへ売るといふ場合には、私は一回公団に、受益地が減ることによつてほかの農民が過重な負担を持つということとは困りますから、少なくともほかに転換する場合には、その農地が農地として賦課金を払うべきものはこれは払つてもらふということ、ほかの農民に過重負担にならぬように考へる。その上にその水を工業用水なり上水道に使う場合には、これはやはり公団が中に入りまして、従来の農業用水に使つたと同じ値段で、賦課金でその水を供給するということは私はこれはおかしいのじゃないかと思ひますので、その水につきましては、工業用水であれば工業用水として一トン幾らというよりな形で売るといふことになりますか、あるいはアロケートの方で、工業用水なら工業用水としての持ち分をもつと持つてもらふという形になるように公団の中に入れて、農業用水なら農業用水の水をそのままの負担金でほかに使つてしまふということはおかしいから、その調整は公団の中に入

れてやろうというふうに考へております。

○北村暢君 私の伺ひしているのは、実は辞退者が出るというのは、農業用水として使う場合に、その負担に、農業の生産を行なう場合に負担にたえなくて水を辞退するといふ、そういうふうなことを、さう思つておつたら、さうじゃなしに、せつかく農用地として開発して水が行くようになった。その農用地として開発したところが工業地帯になつてしまつた、あるいは住宅地帯になつてしまつた、さういふことになれば、やはり当初の計画が誤りじゃなかつたか。さういふところへ農業用水が行くように施設をするわけではなかつたか。それが住宅地になつたり工業用地になつちまつたりするといふと、これはちよつと当初の目的とはなほだしく変わつてしまふことになる。その面積が何千町歩もあるといふことになつてくると、これは当初の計画が非常にずさんであつた、さういふ結果になるのじゃないかと思ふ。それで、先ほど来何千町歩もさういふものが出てくるといふことになると、これはちよつと工合悪いことじゃないか。といふことは、今まで水のないところだつたので、今それが農業用水にしようとするか、水が行つていくわけですか。さうすると、それが直ちに上水道に変わることは、農業用水が変るとは考へられませんが、それが集団でさういふふうになれば、土地の転換をするのでしたら、これは何か使用目的が変わるのでしよう。それが結局農地開発といふことでやつたものが、不当に安い水を使うといふことになれば、不当な利益を得るじゃないかという感じがす

るものですから、それがあらためてさういふ転換をした場合に、農業用水でなしに上水道なりあるいは工業用水として計算をし直す。従つて、愛知用水にそれだけ何といふますか、収入としてよけい入つてくるようになる。これならばこの不当にやつたといふことにはならぬだらうと思ふのですが、そこら辺のところを実は伺ひしたわけなんです。

○政府委員(伊東正義君) 先ほど申し上げましたように、三万三千が三万になりましたので、これから先生のおっしゃるようなことは絶無とは申し上げかねますが、なるべく私の方の指導としましては、さう大きな変更がないように指導はするつもりでおります。ただ、先生のおっしゃいましたような場合に、農業用水として、県が相当金をつぎ込んで安く作つたものを、工業用水なり上水道にそのまま農民と同じ負担金、同じ程度の賦課金を払うことによつて自由に使えるのだといふことにはなりませんように、これは公団に入れまして、先ほど申し上げましたように、アロケートの操作をしますか、工業用水として一トン幾らというよりなことにしまして、公団に入れるようにしますか、その点は今後検討しまして、先生がおっしゃいましたように、農業用水としてせつかく作つたものが自由にほかの方にいつて、ほかの用途に使われて、ほかの用途の方が不当な利益にならぬといふような措置はいたしたいといふふうに考へております。

○北村暢君 それでは次にお伺ひいたしますが、この畑灌の場合、これは非常な夢を持つて実験農場等も設けて、その効果を期待するといふことでやられたらうでございますが、その実施の状況はどうなつていのでしようか。特にこれだけの大事業を行なつたのでありますから、その受益地における農業経営の形といふものが現在の農政の曲がり角へ来たといわれておるこの状況に合うような形の農業経営の構造等についても考へられてきたのじゃないかと思ふのですが、この実験農場等の行ないました効果並びにその自立経営農家といふようなもの育成との関係において、ここにおける営農の形といふものはどのようになつたのか、この点一つ御説明いたしたいと思ふのです。

○政府委員(伊東正義君) 実験農場を作りましたのは、実験農場といふよりも、農林省では試験場に東海近畿栽培第二部といふのをあすこの東郷調整池のそばに作りまして、これは畑灌だけの試験を試験場がやつております。それから公団でも実は方々に試験場を作つておりましたが、これはどちらかといふと、畑灌の物理的な水のかけ方とか、さういふことを中心にやりましたので、特に営農に結びつくといふようなことはいたしませんでした。それから果が園の補助をもらひまして七カ所、果が園の補助をもらひまして七カ所、果が園で三カ所、加えて十カ所、これは展示園的なものを、一カ所一町歩でございますが、十軒ぐらいの農家でやつてみるというので、実験農場といふよりも、展示園を十カ所作つてやつております。これは昨年はかなり、今数量的にちよつと覚えておりましたが、かなりの成績を上げてまして、近所の人に見せるというよりなことで効果を上げたといふことを聞いております。今

後の営農の形としましては、今申し上げました国の試験場、それから県の試験場もございまして、それと普及員をここに、全国に比較しまして濃密指導といふまです、普及員を増置いたしておりますので、さういふ体系で指導をやつていこうと思つております。今度の計画変更いたしました際も、作物等につきましては、さつきの水稲がふえたことは、これはたしかでございますが、そのほかに特にふやしましたのは、飼料作物と果樹でございます。今よくいわれております選択的拡大といふまです、ここでふえるものとしまして酪農が市乳として相当ここで伸びるんじゃないかといふことで、飼料作物の前には全然入つておりませんでした、これをかなりの面積千五、六百町歩を飼料作物に充てる、あるいは果樹園に三千町歩足らず充てますとかといふようなことをしまして、従来よりもさういふ作物に重点を置いて計画を立てましたことはたしかでございます。先生のおっしゃいました構造改善、特にたとえば農地保有がどういふふうになつていのかといふことにつきましては、実はまだこの地帯でさういふ共同経営をやりますとかいふような形をきましまして、実は指導はしております。指導はいたしておりますが、さういふ畑灌といふようなものが、これは数千町歩が行なわれま

すか、あるいはアロケートの方で、工業用水なら工業用水としての持ち分をもつと持つてもらふという形になるように公団の中に入れて、農業用水なら農業用水の水をそのままの負担金でほかに使つてしまふということはおかしいから、その調整は公団の中に入

れてやろうというふうに考へております。

○北村暢君 それでは次にお伺ひいたしますが、この畑灌の場合、これは非常な夢を持つて実験農場等も設けて、その効果を期待するといふことでやられたらうでございますが、その実施の状況はどうなつていのでしようか。特にこれだけの大事業を行なつたのでありますから、その受益地における農業経営の形といふものが現在の農政の曲がり角へ来たといわれておるこの状況に合うような形の農業経営の構造等についても考へられてきたのじゃないかと思ふのですが、この実験農場等の行ないました効果並びにその自立経営農家といふようなもの育成との関係において、ここにおける営農の形といふものはどのようになつたのか、この点一つ御説明いたしたいと思ふのです。

○政府委員(伊東正義君) 実験農場を作りましたのは、実験農場といふよりも、農林省では試験場に東海近畿栽培第二部といふのをあすこの東郷調整池のそばに作りまして、これは畑灌だけの試験を試験場がやつております。それから公団でも実は方々に試験場を作つておりましたが、これはどちらかといふと、畑灌の物理的な水のかけ方とか、さういふことを中心にやりましたので、特に営農に結びつくといふようなことはいたしませんでした。それから果が園の補助をもらひまして七カ所、果が園で三カ所、加えて十カ所、これは展示園的なものを、一カ所一町歩でございますが、十軒ぐらいの農家でやつてみるというので、実験農場といふよりも、展示園を十カ所作つてやつております。これは昨年はかなり、今数量的にちよつと覚えておりましたが、かなりの成績を上げてまして、近所の人に見せるというよりなことで効果を上げたといふことを聞いております。今

後の営農の形としましては、今申し上げました国の試験場、それから県の試験場もございまして、それと普及員をここに、全国に比較しまして濃密指導といふまです、普及員を増置いたしておりますので、さういふ体系で指導をやつていこうと思つております。今度の計画変更いたしました際も、作物等につきましては、さつきの水稲がふえたことは、これはたしかでございますが、そのほかに特にふやしましたのは、飼料作物と果樹でございます。今よくいわれております選択的拡大といふまです、ここでふえるものとしまして酪農が市乳として相当ここで伸びるんじゃないかといふことで、飼料作物の前には全然入つておりませんでした、これをかなりの面積千五、六百町歩を飼料作物に充てる、あるいは果樹園に三千町歩足らず充てますとかといふようなことをしまして、従来よりもさういふ作物に重点を置いて計画を立てましたことはたしかでございます。先生のおっしゃいました構造改善、特にたとえば農地保有がどういふふうになつていのかといふことにつきましては、実はまだこの地帯でさういふ共同経営をやりますとかいふような形をきましまして、実は指導はしております。指導はいたしておりますが、さういふ畑灌といふようなものが、これは数千町歩が行なわれま

よくな、この程度の実質的な統制とい  
いますか、調整といえますか、そ  
ういものが当然行なわれませんか、畑灌  
の効果が上がりませんか、今後はそ  
うい形のものになりますれば、ある  
いはまた一部の共同経営というよう  
な形も出てくるのじゃないかと、今  
ふりに考えておられますか、今のところ  
こうい形のものでいくのだという  
ころまで指導はいたしてござい  
せん。しかし、今申し上げましたよ  
うな畑灌の効果としまして、農地の集  
団化とか、作物を単一にしていくとい  
うことは当然起こるだろうというふう  
に考えておられますか。

○北村暢君 次に伺いたいのは、  
まだこれは水が行かないのですから、  
受益者の負担の徴収というふうなこ  
とは起こっていないのじゃないかと思  
うのですが、起こっていないのですか、  
これは。

○政府委員(伊東正義君) まだ現実に  
は起こっておりません。

○北村暢君 それじゃ次に伺いた  
しますが、世銀借款の今後の見通しは  
どのようになっておりますか。という  
のは、愛知用水の経験で、世銀側から  
する愛知用水の見方、今後のこの  
この種の事業に対する融資という問題  
についてどのような評価があったので  
しょうか。というのは、この世銀借款  
は外国機械の輸入量というものとたい  
ぶ関係を持って、一定の機械の輸入に  
付随して世銀の借款を認める、こうい  
うふうなことになっておったのじゃな  
いかと思つておられますか、そういう  
関係からいって、今後の見通しとい  
うものはどのようになるのか、お伺い  
したい。

○政府委員(伊東正義君) 私からお答  
えしますが、足りぬところは公団の方  
からまたお答えさせていただきます。  
世銀借款は当初七百七十万ドルとい  
うスタートいたしました。その後そ  
うたくさん要らぬということ、現在  
の姿は、機械が二百五十六万ドル、技  
術援助、エリックフロアーの関係で  
ございまして百五十四万ドル、畑灌の関  
係の指導で四万ドル、利息が七十六万  
ドルで四百九十九万ドル、十七億六千四  
百万程度になっております。残つてお  
りましては約十二万ドルくらいでござ  
いまして、現在たしか九人くらいでエ  
リックフロアーの技術者が残つてお  
ります。これは今年の十二月で全部切  
れます。でありますので、当初よりはだ  
いぶ借款が減つておるわけございま  
す。この種の事業に、今後の問題とし  
てやはりこうい技術援助を受けるか  
どうかの問題でございまして、これは  
豊川水利事業を引き継いで行なうこと  
を目的とする今、御審議の法律がもし  
通りますればやるわけでございますが、  
現在のところでは、今後またこの  
借款をしなければ、あるいは機械  
の面、技術の面でどうしても困るとい  
うことは、私はないだろう。機械も固  
産が相当進んでおりますし、技術の点  
でも、現在の公団で十分いろいろな外  
國の技術を修得されましたので、今後  
の農業関係の開発事業として特別技術  
的な問題、あるいは機械の問題で借款  
をしなくてもいいのじゃないかと  
いふふうな現在はお考えしております。

○北村暢君 そうしますと、大体愛知  
用水が完成して超大型の機械が相当  
入ったわけですが、これの大体の概略  
の内容を知らしていただきたい。とい

○説明員(大山一生君) 便宜私から述  
べさせていただきます。先ほど局長が  
申し上げましたように、機械を購入し  
た内容といたしましては、外国産機械  
と、国内産機械と両方あるわけござ  
います。機械といたしましては、十三  
億の購入をいたしましたわけございま  
す。これが償却されました。現在  
の工程表に基づいて稼働いたして  
おります結果といたしまして、三億程  
度の残存額が残る、こういうふう  
に考えております。

それから機械の種類として申し上げ  
ますと、外国製の機械といたしまして  
は、パワー・ショベル、これが三台で  
ございまして、それからダンブ・ホ  
ラーが十六台、ブルドーザー、これは  
二十トンでございまして、これが十五  
台、モーター・スクレパーが七台、  
キャリオール・スクレパーが三台、  
イヤ・ローラーが一台、グラウト三  
台、こういうふうな内容になります。  
それからついでに国内産で購入して  
おりますものを申し上げますと、パワー  
・ショベルが二台、これは小さいやつ  
であります。それからダンブ・トラ  
ックが四台、ブルドーザー、モーター  
・スクレパー、これが各一台、それから  
トラック・クレーンとか、スロープ  
・フォーム、こういう内容になってお  
ります。

○北村暢君 そうしますと、この機械  
は、償却して三億くらいが残つて  
おるといふことになる、今後はかり  
に豊川に引き継がれてやるということ  
になると、大部分償却した機械を使  
つて工事をする、こういうことになる  
のですか。また豊川の仕事をやるため  
には相当新しい機械を入れてやらなけ  
ればならない。そこら辺の関係はどう  
なんでしょう。

○説明員(大山一生君) 現在の残存額  
は三億と申し上げましたが、これに  
たとえば豊川で使います場合には定期  
整備をいたします。そうしまして大体  
元のような格好にいたしました。それを  
使用する、こういう格好になって参り  
ます。豊川が今度公団でやりますこと  
になりました場合に、今度豊川でやる  
のを何年計画でやるかというふうな問  
題と関連させまして、機械の使用計画  
を作っております。その機械の使用計  
画の結果さらに必要であるとならな  
い場合には、それを業者持ちにする  
か、あるいは公団で買つかというふう  
な問題はあります。出て参るかもしれ  
ませんが、かりに公団で買つかという  
ことになりましたら、外国産の機械を  
さらに購入するということには必要ない  
のじゃないかと、これは必要ない  
のじゃないかと、何分にも技術的な  
分野になりますので、技術者の意見を  
よく聞いてみないとわからないと思  
います。

○北村暢君 それでは次に伺いたい  
たいのは、豊川の事業を引き継ぐ  
ということになるわけでございますが、  
これは当初愛知用水というものは、  
愛知用水で一応の仕事は終わるとい  
う考え方であつたらうと思つてござ  
います。

それが豊川の事業を引き継ぐというこ  
に至つたのは、まあどちらかといえ  
ば私はいかに相対大型機械を使つて  
やるんですから、こういう大型機械に  
適当な工事というものは、今さらには  
ないわけですね。従つて、これはやは  
り愛知用水が終わるころには相当候補  
地というものが計画的に探されてな  
ければならなかつたのじゃないかと、こ  
のように思つております。ところが、豊  
川の事業もわずかに始めてからこれは二  
三年しかたつてないように思つて  
けれども、どうしてこの国営事業とい  
うものを一応やめて愛知用水に引き  
継がなければならなかつたのか。現在  
でに法案として出てきている水資源公  
団に愛知用水は将来合併をするとい  
うことは、ほとんどまあわかつてお  
るわけなんです。そういうふうな点で考  
慮して計画がなされなかつたものじ  
やないか、こういうふうな思つて  
従つてお伺いしたいのは、国営事業  
としてやはり始めてわすか二、三年や  
つて、残事業三分の二ぐらい残つて  
いるのを愛知用水が引き継ぐ。これは  
いかに何か無計画なような感じが  
しますが、この点はやはり引き継ぐ  
ということになれば、これは相当やは  
り規模が違ふんではありますから混  
乱もするんじやないかと思つてござ  
います。どうしてそういういきさつに  
なつたのか。この点ちょっと説明を  
していただきたいと思つてございま  
す。

○政府委員(伊東正義君) 今おっしゃ  
いました豊川は、実は昭和二十四年  
から手をつけております。十数年にな  
つておりますが、たしか五十億ぐら  
いのごとでございまして。経過でござ  
います。農林省では実は昨年の春で

いますか、今後農業用水として相当加工する必要がある地域で、なおかつ工業用水なり都市用水なりまた非常に要望される地域というよりなところにつきましては、これは水の開発なり管理なりにつきまして一貫してやる必要があるんじゃないかと、あるいは必要があるんじゃないかと、あるいは必要なことから、実は水資源の開発の問題として全国的な公団を考へまして、そのときには木曾川の水系、これは実は今私の方でいろいろ調査をしておりまして濃尾第二というのが木曾川にございまして、その事業、あるいは豊川事業、あるいは利根川につきまして今後上水道あるいは公共用水と競合します見沼の問題、あるいは印旛沼の問題、それからこれは特殊な問題でございまして、八郎潟の建設が終わりましてあとで、あの地域の建設計画をやりまして、これは相当今までの国とか県とかの計画ではむずかしいんじゃないかと、公団というのでやるのはいんじやなかと、あるいは考へ方で八郎潟、それから後進地域の総合開発という意味を含めまして西津軽の、土地の開拓、開発等を含めまして西津軽の開拓というよりなところを仕事の対象といたしまして、全国的な公団を作つて農業用水の開発を完了しようというのを考へたわけでございまして、たまたま愛知用水の事業は三十五年で完了いたしましたので、ここでの経験を積まれた人々、あるいは残ります機械等も活用いたしますれば一挙両得ではなからうかと、あるいは考へ方で案を作つたわけでありまして、ところが、たまたま御承知のように建設、厚生、通産等におきまして水資源の開発なり管理の問題につきまして公団

という案が出まして、いろいろその間に話し合い調整等が行なわれたのでございまして、三十六年度の予算を作り出す際にはまだその話し合いがございせん、農林省の要求の中でさしたるに、愛知用水の人が行つてやれましような仕事として考へられるところ、豊川じゃないか。また、これがたまたま利根川の方にでもなりますれば全国的な公団との関係も出て参ります、豊川でございましてはほとんど愛知県でございまして、愛知用水法の一部改正ということで、ちょうど仕事の内容から言ひまして、あつても三十トン断面の実は水路を作るわけでございまして、そして、知多半島の先まで、あるいは蒲郡の方まで水路を持つていくというので、ちょうど愛知用水が金山から幹線水路百二十キロを引いておられます、今後残つております水路の断面延長等もほぼ同じなものでございまして、ちょうど似た仕事で適當でございまして、まずここに愛知用水の工事ですの、浮いてくる人々を取容し、まして、その上で公団という形で豊川を開発していったらどうだろ。今申し上げましたように、十数年はやっていけるのでございまして、なかなかこれはまあ全般的な予算の関係もございまして、特に飛び抜けて国営の中でも大きな事業でございまして、進捗がはかばかしくないというので、今後公団という方式で資金の手当をいたしまして東三河地帯の総合開発を早期にやり遂げたいというので、豊川を実は入れたわけでもございまして、私どもとしましては、国営事業というものを全部公団でやつていくという考へ方ではございまして、今申し述べましたように、今

後水資源開発公団というものがもしできますれば、これはやはり特定な水系をやつていくだろうと思ひます。利根川でありますとか、木曾とか、淀とか、筑後川という限定された水系で工事をやるんじゃないかと、あるいは予想されましても、その際の多目的な事業については公団でやる。それ以外は、これは従来通り、特定土地改良特別会計で国営の土地改良をやつていくというよりな考へ方でおるわけではございまして。

○北村暢君 私は水資源開発公団と関連しての質問をいたしたいと思つておつたんですが、時間がございせんから、この豊川の問題について、二点だけお伺ひして、きょうは質疑を打ち切りたいと思ひますが、この豊川の私の先ほどの二、三年と言つたのはだいぶ違つておりますが、残りが三分の二くらい残つておるわけですね、それが今度は愛知用水が引き継ぐという事になります、国営、県営、団体営の事業を公団が系統的に事業をやる。しかも、工事のスピードアップをする。非常な変わり方をするわけですね。従つて、従来の事業計画等についても根本的な改訂をしなければならぬ。いわゆる事業の基本計画も、この法律が通れば直ちにとかからなければならぬ。このようになるとなるわけではございまして、大体この事業の実施計画、基本計画、こういふものがあるましてもいいから、この次まの一つわかるようにしていただきたい。

それからも一つは、国はそのまま引き継ぐからいいわけですが、県の場合は、法律によって県と協議をしてきつて、県営事業を引き継ぐか引き継がないかという問題も出てくるわけではございまして、愛知用水と同じように従来の国営事業でやつていたものと非常な条件が変わるわけですから、受益者の負担というよりなものについても変わつてくるんじゃないか、まあこのように思ひますので、実際に受益地区の地元民なり何なりというものにはやはり相当納得がいかないという、事業そのものは非常にスピーディーになりますけれども、愛知用水等の実施の経過から見ても、用地の補償の問題なり何なりで非常に手間をとつたという経験なんかもあるわけでありまして、こゝろの問題についてどのような形でスムーズに引き継がれるのか。この点について一資料を出していただきたい。

それから、愛知用水から豊川に切りかわつた場合に、公団の人員、それから従来国営事業として実施をしておつた人員、これがどのように変わつていくのか。この場合、従来人員の整理その他配置転換というよりなものでないか。前から苦勞されてやつておつたようでも、ございまして、これがどのようになつて解決をしたのか。大体問題なくいつたように思ひますが、どのように解決されたのか。まだ問題は残つていないのかどうか。こゝろの点について一つお尋ねいたします。

○政府委員(伊東正義君) あつたのか、今度豊川事業を引き継ぐことによりまして人員の関係でございまして、豊川の国営事業と豊川の開拓関係で約百三十人の国の職員がおりまして、これは定員内その他常勤等を含めてございまして、この人たちに望をいれるから、たとへば、公団へ行きたいとか、あるいは本省に行きたいとか、あるいは名古屋の事務局に行きたいとか、どこの事業所に行きたいという希望を出してほしいというのを言ひまして、これは全員出してもらつております。一、二まだ解決しない人がおりますが、これにつきましてはほとんど大部分希望をかなえられるというよりなことになるだろうと思つております。ただ、まだ現実には引き継ぎが動いておりませんので、全部こゝろ終りましたとは申し上げかねますが、国の職員につきましては大部分はもう希望通りになるといふふうに私は思つております。また、そういうふうにしたというふうりに考へております。

それから公団の方の関係でございまして、これは三十五年末が七百七十人という人がおられたわけでございまして、これが三十六年度末、来年の三月までには五百三十人という定員になつております。二百四十人ばかり定員が減ることになります。これは五百三十人は東郷調整池を作る人でございまして、できましては施設を管理する人とか、あるいは豊川の仕事をやる人を入れて、五百三十人でございまして、二百四十人ぐらいの差がございます。そのほかには豊川から公団に行くという人もございまして、それから、大体二百八十人ぐらいという職員の人を目標にしまして公団と私の方で国なり県なりあるいは一般の民間の会社なりというところ、公団と私の方で連絡をしてやつております。実は現在まで四十数名の人が国に帰りましたり県に行つたりあるいは一般の会社に就

職したりというよりなことをやっております。それで私の方といたしましては、これは公団と一緒に責任を持ちまして、これは解決したい。あるいは水資源の公団が将来できましたら、三十七年度以降から仕事をすることをめたる人の中にも希望があれば優先的にまた考へるといふような、いろいろな方法をとりまして、何とかこの問題は円満に解決したいといふふうに考へております。

それから、資料の御要求でございますが、なるべくこういふ順序を踏んで引き継ぎはこうなりましたといふことをはつきりしたものを出したと思います。ただ基本計画、実施計画でございますが、これは実は水の量、水量計算の問題でございますか、あるいは工業用水あるいは上水道に幾らやるかということ、アロケートを幾らやるかといふようなことが実はまだ解決いたしておりません。これは早急にやる必要がございますが、まださういふ問題が残っております。基本計画としてある程度固まっております。二、三日中にさういふ資料を出すまでには私は至らぬだろうと思ひます。実施計画はその後でございますが、これは公団の方も今、来月末の通水を控えても忙殺されておられます。さういふ関係で、まだ実施計画といふよりなことまで至っておりません。これは基本計画を固が作りました、それに基づいて公団が作られるわけでございます。これも若干先生の御期待のようものは、実施計画については特にむずかしいのじゃないかといふ

ふうに思いますが、現時点でできる限りの資料を作りましたに近いうちにお配りしたいと思ひます。  
○委員(藤野繁雄君) 本案については、本日はこの程度とし、午後は一時半から再開いたします。それでは休憩いたします。

午後一時四十八分開会  
午後零時二十三分休憩

○委員長(藤野繁雄君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。  
○委員(藤野繁雄君) 農林水産委員会(閣法第四四号、衆議院送付)、農業基本法案(参第一三三号)、農業基本法案(衆議院第二号、予備審査)、以上三案を一括議題として質疑を行います。  
御質疑のおありの方は、順次御発言をお願いいたします。

○清澤俊英君 ます初めに伺ひましたことは、先般私が質問いたしましたことなんですが、八条、九条に関する問題ですが、この報告に対する要綱をちようだいしてありますが、その後八条の問題について報告の責任を政府はとるかとらないか、こういふ問題でだいいふことが問題になりました。それで責任はとらないか何らかの処置をとると、こういふ大沢さんの話と、それから小林君は、あなたがラジオの放送において対談かなどに於いて、もし見通し等に誤りがあれば責任を持つと、こういふ御発言をなさった。こういふことで、たしかこれは小林君によつてまだ保留してあると思ひますが、そこでちようだいいたしました資料を見ますと、こういふわけです。こういふ問題が出てくるか、ちようとわしにはわからなくなつてきましたこと

は、さういふ見通しというものはいろいろ出しますが、しかし需給の見通しはするが、それに対しては農民が農業事業者の生産物の選択に役立たせる、こういふことなんですが、さういふことであることなんです。さういふこと、ああいう議論が起きたのは、どこから起きたのか、私にはよく要領わからない。大沢さんがそれに対していろいろ言つておられることは、どこからあうりまあわき道、私から言ひめればわき道にそれだ議論が出てきたのか、その点明らかにしていただきたい。

○政府委員(大沢融君) 御疑問の通りだと私は思ひますが、非常に極端な場合があるかと思ひます。たといふ場合があるかと思ひます。たといふ場合が必要の見通しをする。それから生産が見通しをする、その見通し通りの生産に値くすれをしたといふような場合は、あるいはさういふ問題が出てくるということがあり得るかとも思ひますけれども、一般的には清澤先生おっしゃる通りに、政府は必要の見通し、生産の見通しをいたしまして、それを見て農業従事者の方は自己の判断である物を作り、ある物を作らないといふことをされると思ひますので、本来ならばさういふ問題がないといふことも言えると思ひます。

○清澤俊英君 その問題につきまして、あとで関連でいふれ出ますから、そこでいまい一度お説に對しては反復して少し伺ひしてみたいと思ひます。この問題はそれで一応打ち切ります。次に、今あなたのお話では、価格がぐずれたとか、いろいろなことがある、こういふ言われた、これを見ますと、大澤

な価格問題は一つも出ていないです。価格の見通しというものは、また容易にそれを見通せないと思ひます。りませんが、さういふ値くすれで責任を負わなければならぬといふようなことはどこから出てくるのでしようか。これを見ますと、どうも価格というものはつきり出しておらぬようです。

○政府委員(大沢融君) 生産見通しをいたします場合に価格をどういふように取り扱つかといふお話を思ひますけれども、これは将来の価格を見通して生産の見通しを立てるといふような方法もあるかと思ひますが、当面考へておられますのは、倍増計画あるいは基本問題調査会の答申といふことによりまして、一応価格は一定といふことでの見通しをするといふことにならうかと思ひます。

○清澤俊英君 その問題はまたあとで、それだけお聞きしておいて、またいづれ関連でお伺ひしなければならぬと思ひます。  
次に、農林大臣でないで工合が悪いと思うのですが、二条の第一の中にある文句ですが、「農産物の生産の合理化等農業生産の選択的拡大を図ること」といふのと、どつかにもう一つの言葉で、「農業の近代化と合理化をはかる」といふ言葉があったと思つたのですが、何条だったか、関係条を忘れましてが、この「合理化」と「近代化」といふ文字の使い分けですね、これは当然分かれておると思うのですが、「合理化」と「近代化」といふことに對する区別を一つお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(大沢融君) 二条の第一項第一号でいっておりますことは、農業生産の選択的拡大と生産性の向上をするといふことで、生産関係のことを

「近代化」といふことは「生産の合理化」の意味でございまして、これは生産性を上げて生産コストを下げるというよりなことも、合理化でありませうし、あるいはまた外国農産物に對しては、競争関係が有り、対抗し得るものはこれを伸ばしていくと、あるいはまた生産地形成をして合理化をするとかいふようなことを、まあ合理化と、こういふ言っております。それから二条の第一項の三号に「農業の近代化、農地の集団化、家畜の導入、機械化その他農地保有の合理化及び農業経営の近代化」と、こういふ書いてございまして、農業経営の規模を拡大して、機械等の資本導入を十分備えた生産性の高い経営にするといふことを農業経営の近代化といつておられるわけでありまして。さういふことと

○清澤俊英君 それで、私は今のお話からいきまして、合理化の中へ近代化が入るのじゃないかと思ひます。近代化といふものは入れて考へてよいしいと、こういふ思つておる。だがしかし言われる通り合理化と近代化といふものは全然意味合いが違ふ、こういふ解釈しておるのですが、どうなんですか。私はまあいろいろ言われるけれども、合理化とは選択的拡大等にいわれているいわゆる生産調整を意味しており、近代化は生産上の手段を意味しておるのだと、こういふ解釈しておるのですが、その点はどうなんですか。

○政府委員(大沢融君) 二条の第一項第一号でいっておりますことは、農業生産の選択的拡大と生産性の向上をするといふことで、生産関係のことを



いつておりますが、第三号でいつてお  
りますのは、そうした農業の生産の選  
択的拡大、それから生産性の向上とい  
うことをやる場合のないう手としての  
農業経営の問題をいつておるわけで、  
その農業経営が近代化する必要がある  
というところをこゝで扱つてそういうふ  
りにいつておるわけでありませう。

○清澤俊英君 だから二条の場合を考  
えます場合にも、生産性を向上してい  
くという近代化を行なつていくについ  
ても、結局すれば、生産拡大には生産  
の調整が必要でしょう。選択拡大です  
から地域的の調整も見なければなら  
ん。農業内調整もあれば、いろいろ五  
項目か六項目の調整項目があるでしよ  
う。そういう調整を意味して合理化等  
を考へて、その上でいゆる生産性の  
手段の近代化をうたつてあるのじゃな  
いかと、こゝろ私にいつておる、そうお  
聞きしておるのです。あまりめんどう  
なことを言わないで、ちつとは勉強し  
ておるつもりですから、もっと簡単に  
言つていただいた方がわかりがいいで  
すよ。

○政府委員(大沢融君) 第二条一項一  
号の「生産の合理化」というのは、農業  
生産の選択的拡大の一つの内容として  
例示がしてあるわけでございます。そ  
ういう意味で選択的拡大をはかる農業  
のないう手は、しからばどういふもの  
かといふことの観点から、第三号は  
「農業経営の近代化」と、こゝろいふ  
に考へ方をいつておるわけございま  
す。

○清澤俊英君 それじゃ私の言ふこと  
とどこか別のところがありますか。

○政府委員(大沢融君) 先生の言われ  
る意味が必ずしも私ははつきりとなら  
ないのですから、私の方での考へ方を  
さういふふうに申し上げて、さうい  
うことでよろしいというならば、先生  
の御意見と一緒にいかかと、こゝろ思  
います。(「名質問と名答だ」と呼ぶ者  
あり)

○清澤俊英君 いま一つ、同じことを  
繰り返して申し上げるが、さういふ  
ので、九条にいつて今の問題がちよつ  
と引つかかってくるんじゃないかと思  
います。第九条に参りますと、「国は、  
農業生産の選択的拡大、農業の生産性  
の向上及び農業総生産の増大を図るた  
め、前条第一項の「云々と、こゝろな  
つておるのですが、総生産というもの  
の向上というものは、施設による生産  
性の向上といふことは一致しないもの  
じゃないかと、こゝろ思つておる。それ  
がこゝろにも「農業総生産の増大を図  
るため、云々と、こゝろある。これはい  
ろいろ答申等を調べてみますと、さうい  
ふふうには書いてないよう思つておる  
ので、一応御質問しておきたいと思  
つておる。これ、どうその点と一致し  
てるのか、選択的拡大、私は、だから、選  
択的拡大をやつていくためには、農業  
生産の合理化といふものが考へられ  
る。合理化の上立つて近代的生产手  
段をやつていくんだ、こゝろいふふう  
に出して九条の「選択的拡大」、「農  
業の生産性の向上」、これはわかっ  
ておる。「農業総生産の増大を図るた  
め」といふことは、選択的拡大とどう  
なる。選択的拡大といふことは、あな  
たの御説明の通り、減る物もあればふ

える物もある、あるいはこのままの  
価格では拡大していかない品物もあ  
る。あるいは同じ生産性を上げるとい  
うことよりも、コストを下げて外国品  
と競争するというような場面が出てく  
る。いろいろなそこ場面が出てくる  
と思つておる。それらを調整して、それ  
に對する選択的拡大を近代化の農業整  
備をもつてこれに追いつく、だから総生  
産を上げるといふことじゃない、こゝ  
ろわれわれも解釈しておるし、また、答  
申等におきましても、さういふ解釈は  
出ているのであります。それから農業  
基本法で一番骨を折つたと思はれる、  
小倉君が最近何かの新聞でちよつと書  
いたやつを見ますと、市場の変化に応  
じて合理化をはかるといふ、こゝろい  
ふものを書いておられたね、それをいま  
しても、こゝろいふことを言つておるの  
です。農業生産を拡大しようとするも  
のである、従つて、それは総生産の増  
大、自給度の向上とは異なる観念で  
ある。従ひまして、総生産といふこと  
は否定してある。それから基本法の中  
の答申といふものです、何ですか、あ  
の答申にも、私の持つておるやつでは、  
やはりその点を、まあちよつと触れて  
いるようにありますが、二十三ペー  
ジに「これは前の方に一つあるのです  
が、「国民経済における役割と調和さ  
せつて実現するためには、生産性の向  
上が重要である」といふやうなもので  
ない。食糧その他の農産物の単なる増産  
といふことは、少なくとも今日では、  
對策の基本的方向たりえないであろ  
う。」「こゝろいふふうに書いてある。  
だから、ただ単なる生産の増大といふ  
ことは考へておられない。それからその  
の場面にいつて参りますのは、「国内需

要のうち輸入に依存する割合が高い  
か、または農業総産出額に占める割合  
が低くしかも國際的に高価な農産物に  
ついては、増産よりもコストの低下を  
図る(たとへば小麦、大豆とならね)。  
こゝろいふような物にはやはり生産を縮  
小していかなければならぬといふ考へ  
方が盛られておる。しかし、選択的拡  
大といふこと自身が、否定的にさう  
なつて、ただ、むやみやたらに生産を  
上げていくといふことじゃないのであ  
ります。さらに、ここに九条に、「選択  
的拡大」とはつきり書いて、「農業の生  
産性の向上及び農業総生産の増大を  
図るため」と、こゝろある。わしにはわ  
かぬ。

○政府委員(大沢融君) 御質問の意味  
は、第二条の第一号と第二号にも關係  
があるかと、思つておるのですが、第  
二条の第一号は「選択的拡大を図る」  
と申しますことは、拡大の方向をど  
うするかといふことを述べられている  
で、第二号には、生産性の向上及び農  
業総生産の増大を図ること、かよう  
に書いてございませうけれども、た  
だ御指摘のやうに、個々の農産物に  
ついでどの物も、すべてをふやすの  
だ、総生産にふやすのだからといふやうな方向  
ではないわけです。選択的拡大とい  
ふのは、しかし、需要に見合つた物を  
やしていく、しかし、需要のない物は  
減らしていき、しかし、農業総生産全  
体としては拡大をしていくのだ、さう  
いふ意味で選択的拡大、生産性の向  
上、さういふことによつて総生産は拡  
大をするのだ、増大をするのだとい  
ふ趣旨が第九条にも述べられておるわけ  
であります。

○清澤俊英君 どうもわからないな。  
ややくいふ文字がちよひちよひ使つて  
あるので、全くわれわれのよき頭の  
悪い者が解釈していくのにはとまどつ  
ちやう。選択的拡大、農業生産性の向  
上、これで済むのだと思つておる。そ  
れをわざわざ「農業総生産の増大を  
図るため、前条第一項の長期見通しを  
参酌して、農業生産の基礎、こゝろい  
ふ文字を使つておられる。それから、  
あなたのおられた「需給調整見直し」  
の中にもやはり「総生産の拡大」、こ  
ろいふ文字が使つてある。あなたのお  
おつしたことは、どうもわざわざ  
めんどうなことを書いてさうしてな  
せられるが、書いて、どうもまざら  
しいあなたが多いと思つておる、これ  
も、さういふことが非常に多いので  
す。だから、これは総生産の増産で  
なくして、選択的拡大をやつた、その  
上立つて増産をしていく、こゝろい  
ふことになっておるのですか、さう  
解釈して  
いのですか。

○政府委員(大沢融君) 大体さうい  
ふことだと思つておるが、具体的に、具  
体的に申しますか、例をあげて申しま  
すならば、農業総生産として、その中  
のたとへば小麦、大麦、裸麦といふよ  
うなものは今後生産額が減つていく。  
しかし畜産物といふようなものは非常  
に生産額が伸びる。ある中で減るもの  
もあるけれども、ふえるものもある。し  
かし農業総生産として、トータルとし  
てはふえていくんだ。たとへば倍増計  
画の数字をごらんになれば、あの中  
で小麦は減る、しかし畜産はふえる、米は  
多少ふえる、しかし全休としては生産  
額は五割程度のものがふえるといふよ

らなことになるわけですが、そういうことが選択的拡大によって生産も増大するのだという点を意味すると、こう思います。

○亀田得治君 ちよつと関連して。今の倍増計画のその数字をおっしゃったわけですが、その点の考え方は、大體農林省も一緒ですか。

○政府委員(大沢融君) 倍増計画の生産見通し、これが一応あるわけですが、れども、農林省は基本法が通りました。第八條によつて需要生産の見通しをやるわけでありませぬ。私申し上げたのは、おわかりやすい例になりはしないかという意味で、たとえばあるものは中で減るだけども、あるものはふえる、全体としては五割増しになるというより一つの例として申し上げたので、倍増計画が即今後私どもが農林省の見通しをやる場合、あのものになるという点ではございませぬ。

○亀田得治君 もちろん、農林省としては本法ができた後に新しい立場で見通しを立てるわけですが、倍増計画のあの数字も、やはり農業関係の専門家の諸君が検討した結果出したわけですから、私は何もその一分一厘間違いないかといったようなことを申し上げていくわけじゃないのでして、大體あの生産の見通しというものは、是認されていいのかわりかという大まかな気持ちで聞いているのですがね。

○政府委員(大沢融君) あのままたの数字を是認するしないは別といたしまして、今後見通しを立てる場合に有力な参考ということにはならぬかと思ひます。

○清澤俊英君 ちよつと今また見通しの問題に入りましたから、見通しにつ

いてちよつとこの際疑問の点をお伺いしていきませぬが、これからの選択的拡大を中心にした需給の見通し、それから生産構造の見通しというよりなものをやります際に、この基本問題調査会の問題と基本対策というのにも、あるいは企画庁の農業近代化小委員会の問題の指摘にも出ておられない最近傾向が出てきたと思ひますが、その点についてどうお考えになるか、というところは、農業内部の格差、農業内部のいろいろな食い違いというのでなくして、最近農業の経営の中に完全なる資本体系の企業体系が入つてきているのです。こういふものがほつほつわれわれの目へ入つてきておる。新聞で始終見ます。こういふ見通しと、これの將來の発展と見通しは、まあ今言われておるのは養豚の工業化であるとか、も

う豚を飼うなどは農業ではないんだ、あれは工業なんだ。鶏なども工業なんだ。しかも飼料から独占的な建前をとつて、生産業者が陸に上がつてそして大資本を通して養鶏を始める、飼料と結んでです。あるいは養豚がそういう形でもって大資本と結んでどんどん入つてくる、工業化される、こういう場合に非常に今養鶏熱というよりなものは相当の一千羽養鶏とか、三千羽養鶏とか、一万羽養鶏とかいうことで農村の中に急激に進展をしているとき、こういうものがどんどん出てきた場合に将来どうなるのであるか。こういうものはまあおそろくこの農業問題の基本問題を検討しておられたときは、まだそり大きく問題化されなかつたと思ひますが、だからそれに対しては触れている人はない。それと、そういう形が出てくると同時に、これは

早晩農産物の加工、水産物の加工等がそういつた形でまあ出てきます、おそらくは相当の力が出てくると思ひます。そうした場合にこの間も大臣が答弁しておられたが、これから農林には農民をして、あるいは農協をして加工工場を作るんだ、こういうようなことを言つておられた。この詳しいことについてはまあ北村君がいろいろ資料をもつて調べておられますから、あまり詳しいことは私は申しませんが、私の感覚からしたならば、こういうものが出て参りました今日においては、そり考へ方について一つ徹底的にメスを入れて考へてみる必要があるのじゃないか。これはいすれ価格問題に触れた流通の際に、私は流通機構に対して一応考へてみたいと思ひますが、流通機構におきましても、価格問題を中心にした流通機構も価格対策としてはいろいろありましよう。流通構造の問題、市場構造の問題、流通構造の問題、これは市場構造即流通構造ともいれないが、最近はそのういふ形をとらなれないが、だんだんと加工業を中心にした系列化が進んでいる。もう市場の役は要りませぬよ、系列化ということになれば、大資本が自分の資本を中心にして仲買りから末端、小売をいうものを系列化していくというよりなものが出てきて参りましたとき、はたして小さいカン詰工場を作つてみたり、小さいところの乳製品の加工工場を作つてみたり、ソーセージや、ハムを作つてみたところが、これらはもうどうして販売機構において太刀打ちできる道具じゃない。この間も東君が総理大臣に質問しました。農民に一つビールを作らせたらどうだろう、こう言います

と、私は酒屋なんだからビールのこと

はよくわかつています。それは危険だからやめなさい。五十億や百億の金じゃできないんだからそれは一つやめたらよからう、なかなかビール一つ作つてそれを売るといふことになつたらもう大へんなものなんだからおやめなさい、こう言つておられた。これはビールなんというものが徹底的に一つの系列販売になつて猛烈な戦いをしている。酒で長い伝統を持ち、名高い宝味軒などが系列化された販売機構を持つておつても、ビールを始めてなかなかうまくいかない。これだけの簡単な工場分散の農民加工工場を作るとか、あるいはそりいう情勢を少しも考へないで、さあ鶏をやれ、これは畜産の四倍か、三倍だからそりいうものをやれ。豚を飼え、こういつてみましても、この見通しによりましては、また再び大きな農民に犠牲を払わせるのじゃないかと思はれる。こういふことについてどうお考えになつておるか。最近の傾向について。

○政府委員(大沢融君) 一つは、身通しを誤まらないようにしなければならぬということだと思ひます。けれども、大資本の進出と申しますか、資本が農村へ進出する問題につきましても、これはまあしばしばお話が出て、今のお話のように、総理のお話もございしましたし、あるいはまた農林大臣のお話もあつたのでございしますけれども、結局資本が出て来て農村に落ちるべき利益をそれがさらつてしまふといふことが一番問題になるわけがございしますから、基本法の十二條にもございしますように、協同組合が出資をするとかその他の方法によつて参加をする

というよりな考へ方を出してあります

が、結局この問題はたとえ原料を買いたたかれないようにするといふよりな、いわば協同組合側、農村側でそりいふものに対抗するよりな力もつけていくといふことが一番大切なことになつてくると思ひますが、そりした方向でいろいろ対処をし、さら

にまあ事態の発展によつては、何らかの新しい措置も検討してかからなければならぬといふことではないかといふふりに思ひます。しばしばお話が出て大臣等からお答えがあつた問題であります。清澤俊英君 いや、ね、この法案の中にもあるでせう、農産加工の推進というよりなことはね、何条かにちやんとか、取られ過ぎるとか、あるいは自分のものを加工してなるべく多くの利益が手元に残ると、こういふ考へ方はもう一般的な通俗的な考へ方です。しかしながら、それはもう過去幾度も繰り返されて、今日のごとく大きな商業的な資本あるいは、もう独占的な資本までが乗り出してきておらない時期においてもなかなかその商売の筋というのですか、販売網というのですか、いろいろそりいふものに農民がやることには欠けるところがあつて、そして方々で失敗しているのだ。まあ私は新潟県などでも幾つでも失敗してきておる。きよちよつと新聞見ますと、新発田にありますところのカン詰工場

が新発田市付近の果樹園地帯を目標としてサクランボのカン詰をやる。これはおそろくは山形のサクランボで、もう相当の販売網を持ち、そしていろいろ

いふことになつておるわけですが、そりいふことが選択的拡大によって生産も増大するのだという点を意味すると、こう思います。

○清澤俊英君 ちよつと今また見通しの問題に入りましたから、見通しにつ

ろな経験を経た商人が乗り込んで来るのだからこれは成功するだろう。ところが、新しい工場かと思つて見ましたら、これを農民がやって失敗している。これを買つてやっている。堀ノ内のカン詰工場がやはりそうなんです。牛乳を中心とした工場がやはりそう。きよりは植垣さんがおられませんか。いいいや、なんでも、何としましても、これは乳製品なんかやりません。森永や明治とタイ・アップしても、乳がちょっと余つたときにはどうしようがない。こういふよりなことでも、いまには明治や森永と手を握らなければならぬ。あるいは名古屋精糖を中心にする協同乳業があるいは雪印か、こういふたような三大ミルクを中心にした、もう独占がはつきり成立しているのです。そういう中でいたずらに、いたずらと私は言いたいのだ。戒めてこれを、まあそういうことをやつてもなかなか今めんどうだからといって、戒めてやるか、それに対応した形をもつとらせる建前を考へていくか、そしてそこへ誘導していくためには、相当の財政投資でもやつて補助育成をしてこれに対応していくものを作つていくか何か考へなければならぬと思ふのだ。こういふ点に対してごく簡単に、この間うちから……、だから農林大臣になければ応答できない。

○委員長(藤野繁雄君) いや、今すぐ来る。

○清澤俊英君 農林大臣はその問題につきましても、非常にそつちうものができることが好ましい状態であるといふことが説明をしておられる。ある

いは農村に順応して農協等をしてそういう加工工業に従事せしめることが農村と考へておられるようである。私はこれはもうよほど十分な企画のもとに検討をしていただかなかつたならば、重大問題をこれからまた先起こさせると思うのです。特にまあ農協のほう向こう側には大幹部諸君がずつと並んでおられるが、いわゆるこの間の農協の整備問題が出たとき、大体当たつてみると、工場経営の失敗のあとが多いのです。成功したものはごくわずかで、そしてこげつき資産を出しておられる。こういふ点に対して私は率直に研究が足らぬなら足らぬ、率直にやはりそれは話してもらわなければならぬ。ああでもないこうでもないといつて弁明だけが中心でやられたら、こんな一生懸命出してわれわれは研究してきて話する必要があるのだ。あなたの弁解を聞いておられるのではないのだから、よりよくしたいと思つて聞いています。

○政府委員(大沢融君) 従来、小規模な農産加工であるというよりなものな組合の形ではあまりうまくいかなかつたといふ点には、いろいろ問題があるかと思ひますけれども、組合が機械的動きがでない、あるいはまた技術ですとか販路ですとか、あるいは資本不足とかいふような問題があつたらと思ひます。そこで従来農産加工といふよりなことを考へます場合にも、従来のよりな同じような形を繰り返して失敗の歴史を繰り返すといふよりなことは慎むべきことだと思ひます。そういう意味で、たとえば全

販運等共同出資をして大きなカン詰工場を作るといふふうな話があるようでありませうけれども、そうした大きな形で資本参加も、あるいは役員も送り込む、あるいは原料供給の面で長期的に結びつくといふような形で従来の共同組合でやつた農産物加工というよりな失敗の歴史を繰り返すことなく、そういうことをやつた利益は農村にも確保できるようにといふ新しい方向でいろいろ物事を考へなければならぬ、こういふふうな思ひます。

○清澤俊英君 これは農林大臣にもちよつとお聞きしますから、これはやめます。

その次に農業近代化というて、近代化、近代化といわれるが、近代化という言葉は私どもはおもてから取る場合には機械をいろいろ使つたり、あるいは農業整備を、技術整備をやつて生産の向上を考へてみたり、あるいは農業基盤の整備等を徹底的にやつて生産基盤を固めていったり、こういふようなことを意識的にやられていく、こういふふうなふりかへられておられますが、それ自体はほんとうの目的はどうか、その目的はどうかお伺ひしたいのです。その目的はどこにあるのらうか、近代化するといふ目的はどこにあるのらうか、機械を使うことだけじゃないのか、機械を使うことだけじゃないのか、私に考へてみる、近代化の学術、技術等をただ取り入れるだけのことじゃないか。そこには近代化の目的というものが明確に私は表わなければならぬ、この考へるのではありませんか、その目的は何ですか、近代化の目的は、

○政府委員(大沢融君) 第二条の第三号にござります農業経営の近代化、その

○清澤俊英君 そつちうござります。

○政府委員(大沢融君) そつちうござります。今後選択的拡大の方だと思ひますが、今後選択的拡大の方向で生産性を伸ばし、さらに総生産も拡大をしていく、そういう方向で農業が動く場合にその農業をにならう経営が今までのように、たとえば規模が小さいあるいは農地も分散して極端な場合には非常にたくさんの方に分散して散在している、あるいはまた農村に滞留している過剰労働力が非常な過剰な形で労働力がつき込まれている。あるいはまた機械化も十分でないというよりな経済であつてはならないわけで、そういうよりな点を改めて近代化をして、近代化の経営で新しい農業をにならせなければいけない。こういふ意味で農業経営は近代化をしなければいけないといふことを考へておるわけでございます。

○清澤俊英君 そつちうすると、それを言いかえすとね、農業近代化の主要な目的といふか、ほんとの目的は現在の零細な農業を中心とする要素を克服して、今日の農業構造を変えて、そして改革して現状を打破するといふことですね。現在の経営形態を打破して、そして別々の体系に入つて、その近代化されたことによつて生産は増大する、所得は増大していく、あるいは余つた人間は他へ出ていく、あるいは次の生産の労働力を高めていく、高めるためには次の生産を、余つた労働力でまた別のものを始めるとか、こういふたようなことをやること、同時に私は第二条にやはり関連すると思ふが、農村における、あしたに星をいた

だき、ですか、夕べに月を踏んで帰る、などというあのかたの労働状態をもやめて、正當な労働者が楽しめる労働時間で事が運べるところの近代化の農民に、いわゆる農業従業者になり得る姿が私は近代化の主要点だと思ひますが、あなたのおっしゃることとらに変わりはないと思ふのですが、どうなんですか、それで差しつかえないでしよう。

○政府委員(大沢融君) 経営も拡大し、あるいは機械化をする、家畜も導入するといふよりなことをやり、一方土地につきましても、今の零細土地保有を直して農地の集団化というよりなことをやつて、いわゆる構造、いわゆる造改善をやるわけですか、ここに書いてあるにしした場合は農業の従業者は、おつしたるようにならざるべきと均衡のとれた生活ができるような所得も確保できるという農業経営にならうかと思ひます。

○清澤俊英君 ここでちよつと問題の、ここに出てきますことは、この法案の中心にいた考へ方である自立農家の育成といふ問題ではないかと思ふのです。はたして自立農家を育成することによつて、そういう発展が次から次へとやつていくのかどうか、これは非常に私は問題だと思ふのです。今のままにおきましても、農業はまあ固定的な前時代的な生産体系をとつていまして、二町五反くらいの農業経営であつても、そこでもまた頭がつかえていくのではないかと思ふ、この点はどうですか。





より高い生産性を上げ、より高い生産をふやすということにするについては、これはちつとも異議はないのですよ。これははつきりと申し上げて、奨励もし、進めていき、それに対する財政金融措置もつけていこうとしてい。さらに、先ほども言っているように、かりに二町五反の人が十人集まり、そうしてたんぼなんかを共有の形にして、そして自分らは形式的な労働者の形になって法人の田を作るといようなことになる。これは希望になってくれば、私はそれを助長していいと思う。ただ問題は、私はあなた方と同じように、実際家の話も聞き、実際に農村の事情も聞き、若い人の話を聞いておられます。この間も、4日クラブの青年が全国から集まった話も聞いたが、その徹底した農業経営にまで至る問題については、よほど時期を考へなければいけない。いかなる分配方法をとるか。ただ土地を合せて、そして所有権あるいは使用権を法人に持たせて労働してやるというけれども、それは全部、土地を多く出した人も、少なく出した人も、できたものを頭から分配するのは、非常に少なく出した人はよくなりますけれども、それはいかぬです。またそれに対して、土地の生産性の違いもありましょう。こういうふうな場合に、なかなかそこらの問題は、急に所有権なり使用権を移して共同経営まで入るといふことは、よほど考へて時期を待たなければならぬといふ、実際の運動をしているのを聞いておられます。

それから、お話しのように、頭から今の日本の農家というものは自立経営、家族経営では成り立たぬのだと言つてきめてつけてしまふことも、私はこれはおかしいと思つてあつて、そういう農家が、この間も申したように、八反を二人でやつておつて百五十万円の粗収入を上げておるといふのは、面積だけでなくて、農業経営の実態というものが、清澤さんのお話のように、牧場等を、共同入会の牧草地をこしらへたり何かして、一部を持ってこれども、そういうことのはかに機械の利用、畜産の取り入れといふようなことによつてそういう実際の効果を上げておるんですからね。私一がいにも方きめつけてしまふのも、私どもは今の段階において日本の農業者といふものは、やはりあなたのお話のような土地を離れたがらないんだ、土地を保持したいんだという話で、あるところでは耕作では自分の今までの土地でやつていって、これからふやす土地あるいは牧野なんかは共同で持つてやつていく、もたら持つて土地は自分で耕したいという希望もあるのです。だからそういふふうないろいろな希望に沿つて、協同組織による行き方なり、あるいは共同経営にまでいくの、それは進めていっていいと思つておられます。これはあくまで頭から網をかぶせて全部を共同経営にすることが正しいんだ、こういうふうなきめてかかるのはまだ早いと私は思います。

○清澤俊英君 これはまあ早いかおそいかという見通しの違いですね。だがあなたの言われるように非常に、大臣が言われるように部分的には成功しているものもあるかもしれない。しかし大部分の傾向としては、二町五反くらいは耕作をやりましたが、なかなかうまくやれぬが多いんです。最近こういう言葉が今はやつております。耕耘機などというものは、これは製造者の、いわゆる農機具者の耕耘機であつて、農民から見れば、これは不幸運機だ。これを買つたためにたんぼ一反売りました。たなつたができてくる。これは先々の朝日ジャーナルをちょっと見ますと、ジャーナルが方々の農業経営の何を出してあります。山形県で模範青年が三人ばかり寄つて書いてあります。が、とても三町ではこういう農機具の利子だけでも払いきれない、こういうことで三人で共同してやりました。前に言いました年寄りたちの土地の所有欲でついにうまいかぬだつた、こういう例も出てあります。だからそういう状態ですからね、正しい、いいといふことならば、それを中心に打ち出されるのがほんとうの指導をすべきである。それを何も自立経営に持つていって、そこで頭打ちに気がついてからその次の段階に入るといふような、これは農民に犠牲をすることじゃないかと思つた。私はどうもその打ち出し方が気にいらぬと思つた。こういう質問なんだ。

○国務大臣(周東英雄君) 今のあなたの言われたこと、私はちゃんと聞いてるんですよ。埼玉県でも一人々々耕耘機持つていて耕耘機貧乏やつてますから、もっと安い金融して下さいといふようなことで、そこで一人々々が持たないで、それで五、六人あるいは農業協同組合の共同施設でもつて使つていへないかと、こう言つておられるわけなんです。だから今お話しした点は、山形のそれは知りませんが、そういう場合に耕耘機を共同で持つて、そして設備の共同利用といふことで使つてい

るのたくさんありますよ。だから自分に持つよりは、非常に負担は少なくて耕耘機はつばに農業生産を上げてくれる例をたくさん知つてます。だからあなたに言われる共同経営まで持つていって、たんぼを法人に出して、自分の所有権を離してやつていくことまでいかぬでもできるじゃないかと、こう言ふのですよ。そこで共同経営、共同経営といふのはごつちやにされてるけれども、私らはそういう前段における、耕耘機をみな共同で設備利用として持つて使ひ合つておる例はたくさん知つておる。それでうまいつておる。それを何もたんぼの所有権まで移して、いかなきゃ、いわゆる共同経営といふならでないんだ、こういうふうには僕は考へないんです。たぐさんの実例を知つておるんだが、そこところは何か食い違つておるよりに思つておるんですよ。

○清澤俊英君 大体食い違つておる。大きな食い違いするのは、大体会党は何か所有権も何もつと出してしまふといふように考へておられるけれども、ちよつとこの方を見てもいいな。社会党の農業生産組合法をやらん下されば、土地は所有権としてこれを投資に入れておられます。そうして私はこれは反対しているのだ、私は党に反対している。はつきり言います。だから党で作つたものには服従していただきますが、私は個人としては反対しているのだ。執着に立っているのだといふことは、その投資に対して五分の利益配当をここにつけておる。これは間違いだ。こういうものはつづけるべきでない、こういう私は議論を持つておるだけだ、何も個人の所有権までを全部否定もしておられません。否定はして

いろいろなまだそこへいくにはめんどうがありまますから、地域誘導していかなければならぬ、これが本筋じゃないか、こう言っているのです。これを私が一番痛切に感じましたときは、ここに秋山さんがおられる。秋山さんと一緒に三十何年度かの水害のとき、山形県に行きまして、天童市で畑地の交換分合が成功して、そうしてこいらい一つのリンゴ、モモですが、こいらいものを、共同経営をやっています。そうして非常に整備したる防虫施設などを持って、袋かけもやらないで、非常に頭がいいとみえまして、売り出しの製品ですね、これらが、一番くだものないときのリンゴをねらって早リンゴ、私が行ったときは八月のちよつと末くらいだった、もう青いリンゴが出ていた。これは子供が待っていて買ひ。こんなまずいものを、一番売れ行きがいい。いろんな人が作る品物をたくさん作るよりは売れ行きがいいのいいといつてやっています。頭がいい。それで私が行きましたときに、いろいろ聞いてきたので感心したのは、土地交換分合を始めますと五カ年かかったと云う。あなたの方でよく御存じだと思つたのです。けれど言わしていただきます。御迷惑でも一つ聞いていただきたい。何といつても、農民はこれは承諾しないといふ。それを進めようとする。仕方がない、村の指導者とそれからこれを進めていこうという中心になる人が腐心の結果、学校の先生を仲間に入れた。そうして土地の交換分合をして共同生産の経営の利潤を、幻灯でもって子供に教え込んだ。四カ年間、それがだんだん大きくなりますと、親に向かつて、こんな

普通りの、お前たちはそんな百姓をしていられるならおれは東京へ行く。ああやつてだれかさんや村長さんの言ひ通りに、交換分合をしてみなやつてくれるならば、おれはくんに残るんだ。この子供の発言力がしまいに勝つて、そして五カ年がかりで交換した。あんなにめんどうな桑畑とリンゴ畑の交換ですからね、これはなまやさしいものではないと思つた。だからそれほどの準備と努力が要る。ただ、共同、協業というよりなことは準備と努力が要ります。それを、まあ、農民がだんだんそういう形になつてきたらおのずからそういう形にいくとか、こいらいこの道を開いてあるんだとか、いふことでもなく、もつと積極的に行は打出すのだ。この法案は初めから大臣が言われているでしょう。この法案は農業のこれからのあり方の方向を示すんだ、いわゆる憲法なんだから、その方向を示すとき、なぜにそういう打ち出し方をしないで、自立農家というよりなものを中心に打ち出してあるのかというのが私のふに落ちないところなんです。

○国務大臣(岡東英雄君) いや、どうもふに落ちぬとおつしやいますけれど、私どもの言っていることをよく聞いていただければ、ふに落ちて下さると思つたのです。私どもは、ちよつとこれは法律の書き方ですけれど、家族経営、自立農経営というものを進めていくといふことは、いわゆる共同経営といふことです。あるいは今の協同組織による共同化といふようなものを全部否定しているかのごとくにとられるのですが、そうじゃありません。これは、もう私も産業組合運動等に若い

ときから従事しておりましたよ。よくわかつておるのであつて、個々の農家がたんぼを持って農業を営むが、あるいは機械設備を、共同利用の設備をして協同組合においてこれをかわるがわる使つていふ形の協同組織によるやつは、だんだんやつてよろしい。それがためには、いろいろな制度を私も関与して作り出したこともあります。だから、そのことを私は大前提として、もう当然の処置だと考へておりますよ。問題になるのは、その土地なり家畜なり機械といふものを、自分々の所有から離して、あるいは使用権を他の法人に設定させて、自分らが一つの法人の中の所有者となつて動くといふ形は、これは地方々々によつていろいろ事情も違ひましようし、また、農民の先ほど申したようなこともあります。これはある時期がかかる。ことに、清澤さんの今おつしやる通り、これはなかなか時期のかかるむずかしい問題で、これは急いではならぬけれども、そういうことにはだんだん機運が熟し、やりたいといふときには政府は助長もするし、もちろん、子供がよりよく歩み出すときに、こまごまいらつしやいといふふうに母親が言つた、子供の行こうといふのとが一致して歩み出す。そういう意味において、ものによつてわれわれはモデル農場なんかを設置して、どういふ形のものか、一体協業経営としてやられるのか、共同経営といふふうなことも研究はするわけです。だからそういう点は、農業者の希望あるいは意思と政府の誘導といふものによつて進んでいく場合もあると思つたのです。それを方針として、全部、將來はたんぼも何もみんな共同所有に移してやるの

だといふ原則は、私も立てる必要はないと思つたのです。そこに社会党さんの方と大きな違ひがございます。社会党さんの方も、強制力は決してお持ちにならないわけじゃないのですけれど、九条の書き方からすると、原則として共同保有に全部の土地を移すとなつておられますから、これはその方が原則でございませう。それはどうもわれわれの考へとは違つていふのであつて、まず個人々々の経営体を残すのであるが、共同組織による設備の利便等によつてよりよき生産に發展させる、生産性を上げる。ことに機械化、共同化、技術の高度化といふものを取り上げるためには、一人でやつてもいけないものだし、これを共同設備として共同利用する。先ほどちよつとりリンゴの話が出て、これを共同で害虫駆除、防除をやるといふ問題は、一軒が勝手にやつてもだめです。これは全部が共同防除をやるといふことは、当然やつていくべきであつて、これはだんだん進めて参ります。しかし、今言つたように所有権を移すという段階までいくのは、これは私は希望によつてだんだん出てくるので、これは全体的にできない面がたたくさんあると思つたのです。

○清澤俊英君 まだお伺ひしたいことありますけれども、もう時間が来たらしいですから、一つ二つちよつと聞いてほかに回したいと思つた。それは、これは先ほど大沢さんとあれで大臣に聞くと言つた農業構造の問題は、明日一つお伺ひしたいと思つた。よく大沢さんから聞いてきて下さる。ただ、いま一つちよつとお伺ひしたいのは、第四条を見ますと、ちよつと、私はこれは非常に重要なものじゃないかと、こいらい思つたので、簡単に私の意見だけを申し上げて、結論を得て、それでやめたいと思つた。が、四条に「政府は、第二項第一の施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならぬ。」といふことになっておるのです。これは前の政府案か何かには、年次計画に対して予算をつけなければならぬ、こいらいふに一次案か何かには出たおつたと思つた。選挙の最中。ところが選挙中に見ましたので私の切り抜きには出ていないのでまことに残念に思つておられますが、それに対して大蔵省は非常に脅威を感じた、脅威を感じて、そうしていろいろその点の修正をしたのだ、こいらいふことで農業基本法はだいたい提出がおくれるであらう、こいらい新聞記事を見たのです。そうして、今ここで見ますと、法制上の措置を講じなければならぬ、うまく書いてあるところ私には思つた。それでお伺ひしますが、施策を実施するための財政上の措置とは予算を計上することと私は解釈しておるのであります。そこで、第二条で、国は、次に掲げる事項につき、必要な施策を講じなければならぬと、施策を義務づけておられます。それから第六条に、この義務づけた結果に対して、政府が行なつた施策に関する報告を提出しなければならぬ、と、報告の責任を出している。これは第六條に文章になつておられますが、今度、「政府は、毎年、国会に、農業の動向及び政府が農業に關して講じた施策に關する報告を提出しなければなら

ない。「前項の報告には、農業の生産性及び農業従事者の生活水準の動向並びにこれらについての政府の所見が含まれていなければならない。」とあって、第七条が「政府は、毎年、国会に、前条第一項の報告に係る農業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を提出しなければならない。」、「講じようとする施策」とは、これは農業計画だろうと思う。その計画に対しては、ずつとこれは一条から続いてきておるのでありますから、この四条の規定はここに出ておりますが、これでどう参りますと、第一項の施策に対する財政上の措置を講じなければならぬ、いわゆる予算を組まなければならぬ、こう私は解釈しているのであります、これはどうなんでしょう。

○国務大臣(周東英雄君) それは第七條のは、将来に向かつての講じようとする施策でございまして、それに関連して予算的措置を講じなければならぬものもありませんし、法制的措置を講ずるといふものもありません。予算を必要とするものか、あるいは法制を必要とするものか、あるいは金融措置でよいものであるか、これはそれぞれ違つて参りますけれども、これは予算措置だけに限らないと思ひます。

○清澤俊英君 それはそれでよろしいですな、法制上は法制上の措置をしてやる。それから計画を立ててそれを国会に提出して、それに対しては予算措置を講ずる、こう解釈してよろしいですか。

○国務大臣(周東英雄君) 予算を必要とするものについては。

○清澤俊英君 あすは大蔵大臣にこの点はどう一度よく突き詰めて、くにのみやけにせぬならぬ。

いま一つ、あとは簡単ですから言いますが、明日また重ねてお伺いするやうになるかもしれないと、まあこうやって生産の向上をはかるとか、所得の増大をするとかいいますと、問題はやはり価格に大きな重点があると思ふのです。その価格のためには、政府としては今市場問題に介入せられていろいろな措置を講じようとしておられる。あるいは関税の問題とか、補給金の問題とか、支持価格の問題とか、支持価格に対する事業団等の持ち方に對しては異論も持っておりますが、そういうよりいろいろな施策をしておられる。その施策の中には、これは何条かにあります通り、市場流通構造の問題が取り上げられております。そこで今一番、これは近く中央市場法が出て参りますから、その際にいろいろお伺いは詳しくしますが、きょうは簡単によろしいが、その市場なるものが、いろいろの改革を經まして、そうして最近においては市場内におけるものの流通の方式がだんだんと一つの系列化されておる、系列化された大きな流れを持つておる。だから市場本来の形でなくて、別な形で流通の問題が出てきておる。こういう問題が出ておるのですが、こういうようなものに対しては一体どうお考えになつておるのかという事、明日お伺いする農業の中に企業体ができ上がったと、こういう議論なんです。私は、現在言われる通り鶏を飼ふことは、農業でなくてあるは養鶏工業なんだ、養豚工業なんだ、こういう企業投資の形が出てきて

おる。それに対して、この間からの話を聞いてみると、農林大臣などはだいたいそれを歓迎して育成するやうな話を伺つておられます、こういう広い消費構造の改革とでも申しましようか、それに伴つて流通の機構もさういうふうな形が變つてきておる、どんな系列化してきておる、生産体系もそれを中心にして大資本の進出が目ざましい形が出てきておる。蔬菜やそんなものぐらゐが、少しづつ中央市場でやられたからといって大した問題ではないと思ふ。それは大臣の言われる通りで片がつくと思ふ。こういう大きな日本の経済構造の中で出てきた改革に對して、どう処理せられるか、これはおそれる。その基本法を作るための調査会等の時分には、まだ出てきていない、表面化されない傾向でした。われわれは前からそれを認めておりましたが、そういう傾向が見えておつたが、最近においてはその傾向はだいたい進んで展しつつかある状態でありまして、これについて大臣はどうお考えになりますか。

○国務大臣(周東英雄君) これはいつかどなたかのお尋ねに對してお答えをしてありますが、まず私どもは一向にそういうものが農業者を搾取するといふことばかりではないのでありまして、ある程度農産物の需要の増大を刺激しておるといふことも考えられます。しかし、私どもはさういふものがだんだんと広まるといふことに対しては、これまで侵されるということに対しては、これは守らなければなりませんので、さういふものにつきましても、私どもは原則として農業者の団体による生産物の加工、販売、出荷というものを強

めていきたいという考えであり、さらに進んでは、それが単なる単位農業協同組合の力だけではいけないならば、農業協同組合の連合会によつて大きな加工工場を作り、出荷をやつていくといふことも進めることが必要でありましよう。さらに進んでは、農業協同組合と他の方面との共同出資による力の強い経営体を作つて、それで加工なり、販売なりをやつておるといふところまで進んでいく必要がありましよう。私は農業者の立場を強めることに對しては、これから積極的なことをやりたいと思ひますが、清澤さんいろいろなところでもごらんになつておるところもありませんが、弊害ばかりでなくて、むしろこの前も申しました岩手県等におきましては、農業協同組合の共同出資による畜産公社というやうなものが出てきて、農民の飼育した豚なり、牛なり、鶏を共同出荷体制に持つていって、さうして中間機関に搾取せられぬやうに充つるやうな体制もできております。これは一面に悪い面だけ見ないで、むしろいい面は農業者の利益になるやうに活動するといふことは必要なんであつて、一がいに資本家が出てきて農業を圧迫するといふやうな片寄つた見方によらずして、進んでは彼らの持つ金を農村に利用して、農家が利益する方向を持つていくことも一つの方向ではないか、私はそこらにはむずかしさがあるかもしれないけれども、さういふことが考えられる。現実において私ははつきり申しますけれども、これはぜひごらんになつていただきたいと思ひます。埼玉県における食肉加工工場の例のごときであります。その工場の設備は農林中央金庫の金が

二億出ております。そのかわり県下における豚の生産飼育を引き取つてハムにする、しかもその工場においてだんだんふえていく従業員は、やはりその近くの農村における子弟を雇ふ。同時に畜産技術指導に關する講習所のやうなものを、加工に關する技術の習得をさせようといふことを目途としておられます。私は相互扶助といふものは、農業者だけの間における相互扶助にあらずして、農業者と農業外との間における相互扶助という考え方があつてしかるべきものだ、こういうふう

に考えておられます。

○清澤俊英君 私の質問を終わります。今の問題は先ほど大沢さんのときに残しましたのに含めまして明日継続してやらさせていただきます。

○龜田得治君 大臣の今の最終の答弁ですが、農業者が農業者以外の相互扶助の關係があつていい、理論的には、抽象的には言えるんですが、なかなかうまくいかなんでしてね、いい例もあるんでしようが。だから私はやはり一般的に言つて農産物の加工工業などについては何といひますか、ほかのもの、それができない職業の分野として、規定の仕方は工夫を要すると思ひますが、何かさういふことをして農民の職業の分野といふものはやはり法律的にも守る、こういうことも多少考へないといふかぬのじゃないかといふやうな感じを持つておるのですが、それは行き過ぎでしようか、法律でさういふことをするのは。

○国務大臣(周東英雄君) 少し私はどうかと思ひます。私はむしろ農産物の加工及びその販売といふことは、農業者がみずからの力で強くなつて協同組



合を作り、また協同組合の連合会を作つてやうなことをこの積極性を持つてもらいたい。農産物の加工は農業者以外にやつてはならぬということ、私はそれは少し行き過ぎだと思ふ。ことにあなたの方の一番心配される中小業者なり日本の人口、それが各あつたにまたあつて人間の生活といふものに関して、それは私はある種の分業的なものは出てくる。これは非常に人間が少なくてほかの者は全部ほかの仕事がやれるが、農業者だけは農産物の加工から販売から全部するというに、一切他の人は関与を許さぬといふ法律を作るといふことは、私は憲法にも触れるのじやないかと思ふのである。

○亀田得治君 一切と言つちや鰥寡な感じがするわけですが、やはり農業者がその面で多少ほかの諸君よりも働きたいやうな、活動しやういふやうな、やはりそういうことは法制上を考へて差しつかえないのじやないかといふことを言つてゐるのです。そんなさういふこと……

○国務大臣(周東英雄君) それはむしろ積極的にやらなくちゃならぬという形じやなくて、農業者の組織する農業協同組合の行なう加工工業等に対しては融資の道が開かれたり、あるいは財政的な措置が講ぜられるといふことで保護助長していくことは私は必要だと思ひます。ことに、この間あなたの方で酪農関係に出資金について、農業者または農業団体の出資が五〇%以上なければ、ほかの方の面から出資した会社等には農林漁業金融公庫の金は融資ができないといふやうな制限をもつて保護してゐるわけです。私はそ

ういふことはいふと思ふ。絶対ほかの者は関与できぬといふのは憲法違反だと思ひ、またそういうことをやらなければ農業者が立ち上がれないということじやないかと思ふ。もつとも政府はそれに保護助長は加えるが、みずから自分らの作つたものの付加価値を造成して商品価値を上げようといふことに對して困窮するといふことは、私は必要だと思ふ。これは精神的な指導がある。その上に立つてすべて日本人は相互協働といふことで進んでいくことが一つの考え方だと思ふ。

○北村暢君 私は第二条の第一項の第一号の「農業生産の選択的拡大の問題、並びに第二章からの農業生産のいづゆる生産政策についてお伺ひいたしたいと思ふのですが、まず資料要求に對して出て参りました「農産物の需要と生産の長期見通し作成要領草案」といふ資料が出て参つたのでございませう、これを見ますといふと、「需要の長期見通しを行なう主要農産物の品目は、おおむね次のとおりとする。」といふことで、米、小麦、大、裸麦、カンショその他が掲げられてゐるわけでございます。そこで、第二条の第一項の第一号により「需要が増加する農産物の生産の増進、需要が減少する農産物の生産の転換、外国産農産物と競争関係にある農産物の生産の合理化等農業生産の選択的拡大を図ること。」といふことになつてゐるわけですが、一体ここに掲げられました主要農産物の品目のどれがこの三つの生産を増進するもの、生産を転換するもの、あるいは外国産農産物との競争関係になつて合理化をしていくもの、こゝういふふうに分

けられるのか、この点をまずお伺ひいたしたいと思ひます。

○政府委員(大沢勲君) そゝういふことを必要の見通し、生産の見通しといふ作業で私どもやるわけでございます。すから、今ここでそれが法文のどの分に当たるか、どの作物が法文のどれに当たるかといふことを的確に申し上げることは、まだ結論を出してない問題でもありますので困難なことだと思ひますが、たとえば畜産といふやうなものは所得弾性値、これはいろいろな取り方があつて、これ自体にも問題があるのすけれども、需要が増加する農産物といふことになりましょし、今法案を出して御審議願つておる麦、大麦、裸麦といふやうなものは、需要が減少する農産物といふことにもなるうと思ひます。たとえば「外産農産物と競争関係にある農産物」といふと大豆でありましょし、あるいは大豆に当たると思ひます。

○北村暢君 今、大沢審議官が的確なことは申し上げられないが、今日農政でお答えになつて来ましたが、今日農政の曲がりかどに來て、米を中心とする生産を転換する、こゝういふ考え方は、基本問題の論議の中においても、あ

るの経過から勘案し、さらにそれを意欲的な政策をやらねばならぬといふことか、こゝういふやうなものを申し上げるべきでございます。従つてこれは今後の農政の曲がりかどに來たといふ場合における生産政策としては、非常に重要なことだらうと思ふのです。従つて第二

条のように選択的拡大といふものをあのよゝうな抽象的なことで書いたんではわからぬ、もつと具体的に書くべきである、こゝういふ意見も実はあるわけである。そゝういふやうな、長期の見通しといふものを公表することにはなつておられますけれども、そゝういふ農業政策の、生産政策の骨子となるものが、やはり法文の中にうたへないといふれば、この法律を出す段階において相当程度審議検討が加えられて、この見通しの要領等は出されましょし、これは出されるべきでなかつたか。こゝういふ思ふんです。この問題についてどうも申し上げましょし、私はこれは時間がかりから、そゝういふことはもう省略いたしまして、所得倍増計画並びに基本問題調査会の答申案に基づく主要農産物の所得弾性値並びに今後の需要の見通し、生産の見通しといふものが出てゐるのでありますから、これらについて一つ大臣の見解を具体的に伺ひたいと思ひます。

まず答申案に基づきます主要農産物の生産の内訳の見通し、作付面積、反収、生産量、こゝういふのがこの答申案の資料の百八十三ページに出ておるわけでございます。これについて、その前のところで農業政策の見通しといふことで、耕種農業については三十三年が八三・三%、それが四十四年において六九・七%に持つてゐる。それから畜産が一四・六%を二八・八%に持つてゐる。養蚕が二・一%を一・五%に持つてゐる。それから総生産額では大体一致するよゝうなパーセント、これは一〇%といふのは内部比だと思ひますが、伸び率としては年率三%で一二・八・六%に

持つていこゝう、こゝういふ一応の見通しを立ててゐる。これはでたらめに立てたものではなくして、相当慎重に検討を加えたものだらうと思ひます。こゝういふ意味から言つても、この点から言つても、今大沢審議官が言われた、畜産は成長財である、大、裸麦はこれは作付転換、減産していくものである、大豆、藪等は外国産のものとの競争するよゝうだ、こゝういふやうなことだつたが、こゝういふ点から言つても大体明瞭に出てゐると思ふんです。でありますから、こゝういふ今後の生産の大本については、やはり長期見通しといふのはこの法案が通つてから出すんだから、これは農政審議会の議を経てやるわけだから、今のところは何もわからないのだ、これでは審議にならない。そゝういふことでなしにも少しはつきりした、基本法を制定する意義といふものは、その生産政策の中にもはつきり現われてゐるわけですから、そゝういふ点をやはり明確にすべきじやないか。こゝういふことは大臣としても言つて差しつかえないんじやないかと思ひますが、いかがでせようか。

○国務大臣(周東英雄君) 農業基本調査会の答申は、これは一つの資料であります。だからその点は北村さまがこれは一つの資料としてお伺ひになるならば私も差しつかえありません。ただしかし農業基本法制定の後、さらだにこの一つ一つについて一応の目安があれども、これは二条関係はさらに二章における生産の項におきましてそれぞれ一つ一つに対してある程度の見通しを立てていきます。いろゝろさらだにこゝういふやうな必要がありましょし、こゝういふやうな必要がありましょし

て、その意味において大沢審議官は先ほどお答えしたと思います。これが鉄則になって一つも変わらぬものでもなからうと私は思いますが、一応の資料としてこれは参考に十分にいたし、これをもとにしてやはり考えていくことは考えていきますが、一つ一つの品物については再検討し、修正されるべき部面もあると私は考えます。

○北村暢君 そういふことでなしに、もう少し今後の農政の生産政策の大本についてやはり農林大臣としてははっきりすべきではないかと思うのです。これははつきりできませんか。というのは、米については今後作付面積というものは逆に減っていく、そうして反収を上げて大体総生産では一一％ぐらいまで持っていく、こういう見通しを立てているわけなんです。一体そういう米についてはほとんど今後も作っていく、無制限に作っていく、どんどんと奨励していくのだと、こういうことにはならないのではないかと。特に食生活の変化によって所得弾性値なりその他によって、需要の見通しというものは出ているのですから、そういう点について、やはり生産について意思というものをはつきりさせるべきではないか。それはできないでしょうか。全然この基本問題のやつは参考として、むしろ傾向すらも参考だということですという、これでいろいろ質問しても意味ないことになってしまふのではないかと。どういふことですか。そういう点についてもはつきり言えないとおっしゃられるのでしょうか。

○国務大臣(周東英雄君) 今米の問題についてはお尋ねであります。この点はこの委員会においても一度私は触

れております。それから予算委員会においても触れております。これは今後まだ人口の増加に伴って絶対数量はあつていふべき程度は減つてきておる現況であり、そこにおのずから限度があるかと思つておりました。それは今北村さんもお話のように、できる限り土地の有効利用によって狭い面積でできるだけ、現在人口の増等絶対量のふえる数量をこれを確保し、生産を上げつつ、他の土地はさらに需要の伸びる生産物を作つて、総合的に所得の増をはかるということが農政としてはとらるべき方向である、かように考えております。

○北村暢君 そこで、それじゃ私は考へ方について一つ一つお伺いしていきたいと思つてますが、まず米については、先ほど言つたように、今後一割程度しか増産をしない。大麦、裸麦については減産をしていく。カンショ、イモ類等については大体現状維持のよう、パレイシヨは若干増産をする。それから大豆等については合理化の措置をとる。これは合理化の措置をとるといふことはよく現われております。と

いふのは、作付面積は非常に減つておりますけれども、生産量は大体四十四年でも同じ、まあこういうことでございませうから、面積は七三％ぐらいにして、生産は一〇〇％でいくと、こういうことがはつきり出ているようです。それからトウモロコシは大体現状維持、それから野菜は約一〇％の増、それから果樹については、これは一五九％です。一六〇％ぐらいに作付面積はしていく、生産量は約二〇〇％、まあこういう。それからテンサイについては

作付面積で約三〇〇％、生産量で三三四、こういう。それから飼料作物は作付面積が非常にふえて、約二〇〇％と出ております。それからそのほかの畜産関係については大体三割増、まあこういうようなことがいわれているわけですから。従つて、この今後の構造政策なり生産政策なりに合つた行き方というの、やはり畜産を成長財として奨励をしていく、育成をしていく、まあこういうこと。それから果樹、テンサイ、こういうものを成長財として見ておるわけでございます。ところが、この案を見ましても、所得倍増計画の考へ方の中においても、経済の合理性と正配分をやつていく、これは当然のこととして考えられる。従つて、倍増計画においても同じような推計をしてい

るわけですが、小麦などは輸入する方向に重点を置いていくんだ、こういうことで、小麦等については需要が相当あるのではありませんか、これは輸入によつていくんだということ、生産は作付面積においても減らして

いる。それから生産量についても減らすような方向で見ているわけでございます。そうしますと、ここで私は一貫した考へ方としてお伺いいたしたいのは、考へ方の中に、輸入した方が安いものについては、国内生産を無理して増産することなく輸入によつてやつていくんだと、こういう考へ方が出てきていくんだ、特に小麦等についてどう考へ方を持っておるのでございませうか。

○国務大臣(周東英雄君) これは、私も国産化することが必要であらう、こ

り、その意味において、私が先ほど農業基本問題調査会等における答申の内容容については修正する部分もありません。修正を加えたいと思つておりましたが、従来、小麦につきましては、北村さんが言うように、ハード小麦は日本の氣候に適さないといふことで、少したじろいでおります。しかし、ソフトの方

は日本でできます。ソフトの方としてハードが使われますけれども、ソフトをフランス式のパンにこしらへることも考えられないか。これは非常に設備がかかるので急にいきませんが、しかしソフトの関係は、うごんだとかマカロニあたりの問題でも、日本産を使わないで輸入していくというのはおかしいのではないかと。ことに小麦については約二百万トンの輸入のうち八十万トンがソフトです。少なくとも目安をそこに置くソフト小麦については国内でやれるのじゃなからうかといふことで、ハード、ソフト共に試験研究を続けてさうな形をとること、ソフトについては早く転換ができるのじゃなからうかといふことで、この点ではできる限り国産化をすることが外貨の支払いを節約し、そして農家の所得を増加することになるから、そういうことでの点は少し修正をいたしたいと思つておりました。

○国務大臣(周東英雄君) いや、私は、今、小麦についてお尋ねだからそう申し上げたのですが、このほかにもやはり再検討をいたす点は私はあると思つた。

○北村暢君 そうだと思つてお伺いするわけなんです。それで、そうしますと、先ほど私のお伺いしたのは、大、裸麦は、今後まあ麦対策として出ていく、これは政府の意思としてははつきりしている。その場合、飼料化といふことを考えていくといふことも出てくるのですが、これは、大、裸麦については今後の飼料としての輸入ということについてはあまり考へておられないやうでございますが、これは今後の輸入といふことは考へられないのか、この点についてお伺いいたしませんか。

○国務大臣(周東英雄君) 大、裸にございませう、今、食糧としての需要がほとんど減つていまして、この需要をほかの面に拡大する方法はないかといふことで、大、裸の飼料化という問題も考へておりました。しかしそれはよほど大、裸の生産コストといふ点から、合理化した生産態勢をとつて下げない限りは、今のままで飼料に使つたらだいたいふた安くやらなければ動かねといふ格好になります。そこで大、裸を飼料に使うといふことについては、同時にやはり大、裸といふものがずつと一部減反しますが、残つて参ります。その点については食糧としての需要が一部まだあります。けれども、他面、飼料として一体使うのにどれだけどういふ形で使ふ。それに對して、生産費をどれだけ下げられる

かというより、合理的な方向へ向かつての研究を進めたいと思っております。これがだんだんといけば、外国産の大、裸を、飼料として、安いから入れるということも、私はできれば差し控えるのが当然だと思えますけれども、そこまで大、裸の關係だけは、すぐにはむずかしいと思えます。

○北村暢君　そこで伺いたいのですが、答申案のこの見直しによりまして、米と麦類とで大体四十万町歩ぐらいの作付面積を減らそう、こういうことが出ているのですが、これはこれを検討せられて、一体この米、麦等で作付を減らしたものは、どのようなところでふやそうとしているのですか、総体的にいって、作付面積は三年の基準が八百二十万町歩、ところが四十四年では八百二十万町歩ということで、二十万町歩作付面積で減らして考えておるわけでございます。その中でも米と麦とで、そのほか大きく減つているのは、菜種あるいは桑その他というところでも、四、五十万町歩減らそう、こういうことになってい

る。従つてここによく現われているのは、耕種部面においては、耕作農業の方では、この生産は減らしていくのだ、こういうことがはつきり出ているのですが、一体こういう減らしていくというところ、農業の総生産を上げるというところ、それから農家の生産規模を拡大して自立経営に持つていく、従つて農業地も、一戸の所有面積も拡大していき、こういうような政策をとらうとしているのですが、この作付面積からいけますという、減るといふようなことが出てきている。これは

ももちろん生産性ということも重要視いたしますから、反収の増加で補うということになれば、そういうふうなことがかと思ひますが、この点が私は、相当、答申案は大胆に、今後の農業の生産の転換をはかろうとしている意欲が感ぜられるのですが、こういうことが一つ、現実今後の基本法が通つた後における日本農業の耕種農業というものの行き方について、そういうような答申の方向でいかれるという御方針とられるのかどうか、この点を一つ伺ひたい。

○政府委員(大沢融君)　基本問題調査会の答申でいっておりますことは、今北村先生御指摘のように、米麦といふようなものの作付面積が減りまして、果樹あるいは飼料作物といふようなものがある。総体として、果樹のふやな一年に二度作付するといふようなことができないものがふやなもので、この計算では、総作付面積は多少、基準年次に比べまして十年後の見通しというものは減るというふうな形になっております。こうしたようなことを基本問題調査会の答申で言ひ、さらにまた倍増計画の方でも、大体同じようなことについておりますけれども、先ほど大臣からお話があつたように、麦の問題にいたしまして、あるいはまたこれを作り出す農産物の所得弾性をどういふふうにとるかというふうなことも考慮しまして、法律が通りました上は、再度検討して、より真実に近い見通しをしたい、こういうふうな思ひでおります。

○北村暢君　私はまだ疑問に思ふことは、麦類については、現在の価格制度という面からいって減産というのです

が、畜産に關して今後伸びる、あるいはテンサイについて成長財として伸びる、こういう点について若干疑問に思ふのです。小麦や大麦にしても、外国の農産物との競争、いわゆる小麦で外国の小麦と競争するということになれば、これは非常にコスト高になつてい

ば、これは事実です。ところが、このテンサイを例にとりまして、それが、この糖消費自由化が行なわれて、現在の砂糖消費税といふもののような保護が行なわれなければ、これも砂糖との競争の問題からいへば、非常に劣等財じゃないか。にかかわらず、これは成長財として今後増産をすることになつておる。それから、畜産にしても、酪農製品ばかりでなしに、畜産それ自体にしても、これは今貿易自由化になれば、とたんに競争できないような状態、これもなお成長財として増産していこう、こういう考え方に立つていようですが、この考え方が、小麦は日本の農産物ほとんど全部を占めて

いるのが、国際農業と太刀打ちできないことは明らかです。そういう中で、何ゆゑ畜産、果樹、テンサイを成長財とするのか。こういう疑問があるのですが、この点について一つ私の疑問を晴らすように一つお答えを願ひたいと思ふ。

○政府委員(大沢融君)　畜産、小麦あるいは、大、裸麦等について見ますと、明らかに所得のふえる割合は必要が伸びない、むしろ所得がふえるに

従つて需要が減るといふような傾向があるわけなんです。それからまた、穀類の消費といふようなことを世界的に見ましても、たとえばこの表の中に

入つたかと思ひますが、ある程度の所得ということになりますと、かつて穀類の消費、澱粉質、食糧の消費が減つてくるということが明らかに見られると思ふのです。それに反しまして、逆に畜産物というよりなるものは、わが国の所得の増加の割合から見ても、明らかに肉類あるいは牛乳といふようなものはふえるわけなんです。あるいは砂糖またしかりだと思ひますが、そういう意味で麦類と、砂糖あるいは砂糖の原料であるテンサイといふようなものと畜産物といふのは、別の取り扱いをしなきゃならぬということにもなろうと思ひます。特にテンサイなどにつきましても、先生ごらんになられて御承知だと思ひますが、各国ともい

わは高率関税を課して国内産業を保護しているというところで、わが国もこれから伸ばしていけば、海外との競争ができないといふような作物じゃないわけなんです。あるいはまた畜産物等につきましても、これも酪農品はともかくも、市乳といふような点については、ほかの国とそれ大きな開きはないといふようなこともあるわけなんです。先ほどの麦と砂糖、畜産といふようなものについても、消費の傾向、需要の傾向といふようなことを大きく読みとれば、やはり別の扱いをして、畜産物は、第二条でいっております選択的拡大の中の需要が増加する農産物という取り扱いになりましようし、大、裸等は、需要が減少する農産物という取り扱いになるということじゃないかと思ひます。

○北村暢君　そこで、一つテンサイについてお尋ねいたしますが、テンサイについてはなるほど諸外国でも保護を

して増産をやっております。現実にはテンサイだけでやっておりますところもあるわけですが、昨年度は例外的でしょうけれども、作付面積は順調に進んで拡大していつているが、反収が非常に落ちた、昨年はそういうことが明確に出たわけなんです。作付面積が非常にふえて生産は昨年よりはずつと落ちた、こういう形がはつきり出ました。それと、現在試作中の暖地ビートというものについてこれを奨励していくのだという考え方もあるようですが、このテンサイに対する考え方は、この答申案の考えられた当時と現在でもなにか変わらな

り見ていくことに変わりないのかどうか、この点について一つお答えを願ひたい。

が合理化される、あるいは土地の地方の面につきましてもいろいろなプラスの影響があるという点から考えてみましても、全体としてやはり今後いろいろな条件が変わりましようけれども、今後大いに期待される成長すべき作物として取り上げてかかるべきものではないかというふうに考えております。

○北村暢君 このテンサイは前に岡村先生も触れられて、やりようによつては連作もできるのだ、こう言つておられますが、農林省の指導方針としては七年か八年に一べん輪作できる、こういふような方向でいこう、五、六年です、それから七、八年というところで輪作を考えておる。そうすれば、これは相当広大な面積がないというところ、このテンサイというやつはうまくいかなぬ。暖地ビートの場合、北海道ならいざしらず、暖地ビートにそれだけの余裕をもつて輪作形態でやつていけるか、これは酪農ともつながっているわけですが、非常に危険があるんじゃないかという感じがいたしておるのです。実際にテンサイをやるにしても、やはり地域でもつて、集荷地域というものがある一定規模の工場において一定の集荷がなければこれは成り立たないわけですから、現在の非常な保護を受けた中でも、簡単には成り立たない。そういうものじゃないかと思つておるのです。でありますから、それにもかかわらず、なおかつテンサイというものを成長財として見ていくことになれば、これは相当程度ですね、私は将来にわたつて保護政策というものを続けたいかなければならないじゃないか、このように思います。そうすれば、この生産性という問題と関連をして、一

体このテンサイというものは特に暖地ビートの場合、成長財として見ることもできるかどうか。これは大臣いかがでしょうか。相当程度将来においてもこの保護政策をとつて、そうして暖地ビートについても心配なく生産者が作付をやつていっていい、こういうふうに見ていいでしょうか。

○国務大臣(岡東英雄君) テンサイに關しましては、先ほど係の方からお答えいたしましたように、何としても現在百三十万トン近くのものを輸入しておるんです、お砂糖を。その意味においてはすでに消費嗜好に關して試験済みのテンサイ糖は一番国内生産を上げることについてふさわしいものと思つておられます。そこで、今後におきましても御指摘のように、テンサイに關しては相當にこれに對して保護を加えていきたいと思つておられますが、御指摘の暖地ビートに關しても、それは地域的にこの原料大根の供給地が交錯輸送になつたり取り合ひになつたりして損しないように、無理がないような形に工場を設置等を認めていく必要があるんじゃないでしょうか。そうしてそこに指導を加えつつ伸ばしていくというのでなければ、やれテンサイ糖がいいからというところで、あつちもこつちも原料大根のことを考えずに工場が設置されていって、原料が奪ひ合ひになるということでは困るのであります。目下そういうことに關して、暖地ビートに關しては慎重な研究をいたしておられます、成案を得次第方向を打ち出して、それに沿つて暖地ビートをどう扱うかということをはつきりときめたいと思つておられます。もちろん保護を加える意味において、たとえはテンサイ振

興法等の關係をどういふふう暖地ビートを取り入れるかというふうな問題なり、あれは期限がやがて切れるんであります、それをどういふふうに延長する必要があるかないかというふうなことをきめるについて目下研究を進めておられます。

○北村暢君 これはですね、この基本問題のところがつとずれますが、テンサイの問題が出ましたから大臣に何つておきたいと思つておられますが、この甘味資源十カ年計画に基づく北海道のビートの作付計画、工場の建設等とからんで、いまだにこれは決定できない、決定したのかもしませんが最近まだ聞いておらない、決定したと。これはですね、いろいろまあ政治的に事が運ばれて非常に歴代の大臣、これは決定しかねていない問題なんです、それで大体きまつてないというところで、これは作付に支障を來たす。集荷区域等についても問題があるわけだ、このテンサイの従來ある生産計画がどうか決定できないで、工場の割当ができていない。こういうことはですね、せつかくこの生産というものが非常に曲げられて農民が迷惑するんじゃないか、こういふふうに思つておられますが、一体、この北海道のビートの作付に、また工場の建設との関連の問題は、基本法と全然關係のないわけではないと思つておられます、一体、どのように解決されるのか。この点か。いづつご解決されるのか。この点一つ、ついででございませうからお伺いしておきたいと思つておられます。

○国務大臣(岡東英雄君) 今日まで工場の決定がおくれているというお話ですが、これはいろいろ事情もあつたんでしようが、やはりその点は、原料となるべきテンサイ糖の必要量の生産が上がつてこない、それは工場も設置できませぬ。従來ある工場の原料の大根を取り合ひをしいちやいかぬ。そこで、ある程度の増産計画が立てられてきておつたので、それで、今日から見ますれば、來年あたりからいかな、工場を認めても、それに対する原料大根がほかの方をあまり侵奪しないといふこと、そういう時期に達したようでありませぬ。それで、ただいま北海道庁知事、これは北海道農政というものを中心にして考えておるわけでありませぬし、片や、日本の國としても、甘味資源の自給度を向上するという意味から、計画を進めておられるので、その間におきまして、よく北海道庁知事の意見も聞いて、近く最後の決定をいたしたいと思つておられます。その際には、できれば年次計画的に工場の設置を認めつつ、そうして、その地域における、その工場の集荷して製造に向けるべき原料砂糖大根の増産というものをはからせて、そうして経済的な最小必要量ができる年次を目ざして開始をさせるというふうな年次計画を立てて決定するのが妥当ではないかと、かように今考えておられます。

○北村暢君 この点は歴代農林大臣苦労しておるわけですが、まあ一番あまり關係のない岡東農林大臣、あなたやめないうちにこれを解決していかないと、どうも残されたら、あとの大臣また困るようですからね。一つこれは、大臣のこの任期の間に、これはなるべく早い機会にやはり決定をしていただきたい。特に要望をしておきます。非常

○北村暢君 そうですね、最近畜産局は飼料についての緊急臨時措置を

常に大臣が適切なようございませうから、あまりあちこちにかかわりのない大臣だから、そういうことで、一つこの問題は、御要望をしておきます。

わき道へそれ非常に恐縮でございませぬが、次にお伺いしたいのは、同じ成長財の畜産の問題でございませぬが、畜産の見通しについて、特にこの畜産の見通しについての考え方でございませぬが、三十六年度の、畜産局の提出された資料によりますと、乳牛で九十四万八千頭、和牛が二百三十五万七千頭、馬が六十三万五千頭、豚が二百七十万頭、綿羊八十二万六千頭ですか、ヤギが五十六万一千頭、鶏が七千九百四十五万二千羽というのですね、そういうことで出しておるのですが、一体この三十六年度の数字というのが、答申で考えられました伸び率、まあ答申は、三十三年度を基準にして四十四年の見通しをとつておるわけですが、この三十六年度の伸び合は、大体答申の見通しと符合しておるのかどうか。これを一つお伺いしたいと思つておられます。

○説明員(花園一郎君) ただいま家畜別に一応お手元に提出いたしました数字があるわけでございますが、これは、一応この二月一日現在での統計調査部が作つておられます、調査してあります現況の数字が、若干違つて出ておると思つておられます。しかし、ただいまお手元に出しております数字は、当然四十五年目標の十カ年計画の年次別計画の上におきましては、一応それが毎年平均的に見ました場合の平均伸び率とお考

とつたわけでございますが、こういう平均の伸び率で来ておるのにもかかわらず、緊急の飼料対策をとらなければならなかったというのは、一体どういふ理由なんですか。

○説明員(花園一郎君) 御存じの通り、飼料と申しますと、いろいろ関係農産物の副産物的なものが非常にウエートが大きいわけでございまして、たとえば食糧用小麦が国内で製粉されます場合に、ふすまがどの程度とれるか、あるいはまたは食用大豆油等が、植物油が搾油されます場合に、油かすがどの程度とれるか。これはそれぞれ食糧面の需給計画に乗った数字がございまして、それを取り入れまして飼料全体の供給可能量というのを押えておるわけでございまして、一応年次別計画を履行いたしまして、年度の最終に参りますと、その年の食糧、たとえば年度初めに年間二百六十万トンであろうと思っておったのが、二百四十八万トンと多りになったり、そういうふうな食糧計画上の一応の計画の關係との数字の違いが出て参りますと、当然それから出ます製粉の余りでありふすまのようなものは、若干数字に違いが出て参るわけであります。これは、現実には食糧の売却の実績が上って参りますのが少しずつ月おくれになりますので、その意味で、この一月以降の数字につきましては、やはり食糧の売却の数字は実績より若干下回ったという実績がございまして、それからもう一つは、最近配合飼料工場というものが非常にたくさんできてまして、今まではそのランニング・ストックを一応月別に一カ月半分を一定量に想定しておりましたが、つ

まり工場の数がふえまして、操業量が上がりますと、それに応じた月別のランニング・ストックが上がってくるわけでございます。ということは、要するに工場在庫量が、ストック日数としては大体四十五日分が経済効率でございまして、それは動きませんが、一応工場在庫というものの実数が多少増加して参る。これがやはり年度末に一応のしわが出て参ったように考えますが、全体として見ますと、やはり食糧のたるとは食糧売却小麦が予定より少なかった。その分からとれるふすまも、従って予定より少なく生産されておったというふうなものの穴埋めがふすまについては感じられるわけでありまして、それから大豆につきましても、国内生産大豆の關係におきまして、輸入大豆がすといふものの輸入が、実は輸入大豆の輸入がしばしばいろいろな關係で手おくれがございまして、二月、三月におきましては若干かす類が、輸入港別に見ますと最近払底をいたしておられますというふうな個別的にはそれぞれ理由があるわけでございますが、一応緊急対策実施によりまして、当面の穴は一応埋まったという感じがいたすわけでありまして、最近の他のえさ關係の各種の飼料はすべて、多いものは一五%ぐらいまでの値下がりです。で示して参っておるわけでありまして。

○北村鶴君 今、参事官の説明ですといふと、えさは緊急対策によって値下がりをしてきたといふことのようにございまして、現在の飼料問題は、今緊急措置をとったから下がったというふうななまやさしい問題ではないかと思うのです、私は、御存じのように、食糧

の麦すらえさに回されなければならなかったあんな事態からいたしまして、現在の飼料の値の動きといふものについてじりじりが上がっていることは、お宅からいただいた資料にもはっきり出ている。従って飼料というものが、今後における畜産の成長財としての私は非常に大きな重要な意義を持つてくるわけだと思ふのです。まあ飼料の心配をせずに畜産を奨励しても、これは当然農民が犠牲をこうむる、こういう結果にならざるを得ない。そこで飼料の需給計画でございまして、これについては現在の飼料需給安定法によつていふと、輸入飼料についてだけこれは取り扱うことになっておるわけであり、一体この輸入飼料の問題だけ今後の飼料行政といふものが安定していくと、こういうふうにお考えになっておるのですか。

○説明員(花園一郎君) ただいまの御質問でございまして、私が先ほど申しましたのは家畜の伸び率、飼料そのものは飼料需給計画を一応前提にして盛り込んでおるというのを落としたわけでございます。そういうわけで家畜の伸び率については、飼料需給計画で見ておったということが前提になっておる。将来に向かつては現在のよりなやり方でもっていきけるのか、実は最近外国人の専門家が参りまして、いろいろ最終的に意見を聞きまして、日本の畜産を制するものはやはり飼料問題であらうといふのが異口同音の結論でございまして、その意味では御指摘の通りだと思ふ。将来に向かつては輸入飼料だけにたよつていくのかどうかといふことにつきましましては、当然現在畜産問題といふこと限り

におきまして、これは非常に将来に向かつては家畜の種類伸び方で数字が違つたわけでございまして、あるいは八十七万トンという所要量が出て参つたり、これは年間所要量でございまして、ある場合には五百五、六十万トンという数字が出てくるわけでありまして、これは現在の実態からいまして、非常に大幅な伸びになるわけでございます。その意味では、やはり国内でできるだけ飼料を自給するという線を、既耕地における麦類あるいはこれを、水田等の飼料作物の導入といつた既耕地への飼料作物の導入と、もう一つは草地の牧草改良、または牧草の収穫を上げる、こういう二面の線ができるだけ強力に実施いたすことが国内の自給態勢の確立上必要であらうかと思ひます。従いまして、飼料需給安定法につきましましては、現在本年中にいふことで課長以下を骨髄して、私一応草案を作りまして原案をいろいろ作成して参りますけれども、やはり単に輸入飼料だけでなくて、国内の飼料についても何らかの法的な措置が及び得るような広範な飼料法といふようなものへ組みかえていくことも必要なんじゃないか、これは一参事官としてはなほだおこましい段階でございまして、一、一応説明の許される範囲で申し上げておきますが、そのように現在準備中でございます。

○北村鶴君 そこで今飼料の問題について花園参事官がおっしゃる通り、どうも輸入飼料についても非常に見通しについて差が出てくる、八百万トンというかと思ふと五百万トンという。ところが、そういうふうな見方の差が出

てくるのだから、こういうことになるのかもしれないけれども、この基本問題調査会の答申案によりまして、国内生産の飼料の見通し、それから輸入の見通し、こういうものが出ておるのでございまして、それと、先日畜産局から申されたこの国内の濃厚飼料の需給計画、こういうものと非常に数字の差があるわけでありまして、私これを検討してみると、非常にびっくりするくらいなんです、非常にとつておりますが、いただいた資料は三十五年——四十五年をとつているわけでありまして、そのうち、この国内飼料の供給計画を見ますといふと、三十五年年度で五百八十一万トン、四十五年年度で八百五十二万トン供給する、これは国内産の濃厚飼料。これに対して答申案の方は、国内産が五百五十六万トン、これは大体三十五年とやや似た数字でございまして、ところが四十四年と四十五年ですが、これは四十四年で一千九百二十万トン、これは四十四年を生産するといふことになっておる。ところが、この前いただいた資料によると、約五百五十万トンの差の出る資料が出ておる。輸入の方によつていふと、まだこれが激しいのでありまして、輸入の数字からいくと、答申案の方は三十三年が二百二十万トン、それが四十四年で二百五十六万トンです。ところがいただいた資料によると、三十五年が百八十九万トン、これはまあだいふふております。それから四十五年になりますといふと、これが五百五十五万トンといふことに出ておる、一方は二百五十六万トン、こうなるという

てくるのだから、こういうことになるのかもしれないけれども、この基本問題調査会の答申案によりまして、国内生産の飼料の見通し、それから輸入の見通し、こういうものが出ておるのでございまして、それと、先日畜産局から申されたこの国内の濃厚飼料の需給計画、こういうものと非常に数字の差があるわけでありまして、私これを検討してみると、非常にびっくりするくらいなんです、非常にとつておりますが、いただいた資料は三十五年——四十五年をとつているわけでありまして、そのうち、この国内飼料の供給計画を見ますといふと、三十五年年度で五百八十一万トン、四十五年年度で八百五十二万トン供給する、これは国内産の濃厚飼料。これに対して答申案の方は、国内産が五百五十六万トン、これは大体三十五年とやや似た数字でございまして、ところが四十四年と四十五年ですが、これは四十四年で一千九百二十万トン、これは四十四年を生産するといふことになっておる。ところが、この前いただいた資料によると、約五百五十万トンの差の出る資料が出ておる。輸入の方によつていふと、まだこれが激しいのでありまして、輸入の数字からいくと、答申案の方は三十三年が二百二十万トン、それが四十四年で二百五十六万トンです。ところがいただいた資料によると、三十五年が百八十九万トン、これはまあだいふふております。それから四十五年になりますといふと、これが五百五十五万トンといふことに出ておる、一方は二百五十六万トン、こうなるという

約三百万トンの開きが出ておる。こういう資料は、同じ、おそらく畜産局がこの基本問題のときに資料を提供しておるのじゃないかと思うのですが、こういう開きが出てくる。開きがあるばかりでなしに、これは一つ大臣にお伺いしたいのです。これは十五年度にお伺いしたいのです。十五年度にはわずかに国内生産では一四六%でありま。ところが輸入飼料については、これが二九四%—約三〇〇%輸入する、こういうことが出ておるわけでございます。従つてこれによつて見ますと、この飼料の大部分というものは、大部分といいますが、もちろん国内飼料の方が絶対量は多いわけですが、今後大きく飼料というものは輸入に依存していくのだ、こういうことがこの資料によつて出てくるのじゃないかと思うのです。このことは私非常に重大だと思つておるのですが、今後の成長財としての畜産を振興していく上においては、これは私は飼料が安いということが絶対の要件だと思つておる。これは何と云つても畜産というものは農業でいけば企業的なんです。非常に大きな多額の投資をしなければならぬ。そうすると畜産を養う方からすれば、これは飼料を安く買うということがもうかる前提なんです。従つてここで私はこの飼料というものが、国内生産の農民の作る飼料ではなくして、輸入の飼料にたよる、こういう傾向というものは、私はやはり畜産を伸ばす意味において適当でないじゃないか、このように思つておるのですが、この点について一体どのような考え方を持っておられるのか。

○國務大臣(周東英雄君) ごもつともお尋ねで、私ただいま、あとから出た資料の説明をよく聞いていなかつたのはなほだ恐縮であります。私は衆議院予算委員会において、それから衆議院の農林水産委員会におきまして、この問題について答弁いたしておりますので、速記録をごらんいただければわかりますが、私は将来の飼料政策というものを對する考え方を述べております。それはあくまでできる限り自給度を高めていきたい。そしてこれは飼料の今後は飼料別に、一体国内において自給し得るものは何か。その前に、その種類別に将来の需給の見通しを立てて、そのうちできる限り国内で自給し得るものは何か。しかも、その自給の内容がまた二つに分けられて、農家が自己のたんぼで飼料作物を植えていくという自給と、国内の生産によつて、自分は作らぬけれども購入飼料として買うが、それは国内製品であるというよりなものと二つに分けて、一体国内の自給度はどこまでいくのかというのをきめる。そしてどうしてもいけない部分はこれを外国の輸入に仰ぐ。輸入については種類別にどうしてもいけないもの、それについてあまり時期的に問題を起さぬように平均的に輸入計画を立てる必要があると、こういうふうなことを考へていくという話をしたのであります。それにつきましては、飼料だけがどんな将来輸入金額の相当大きな部分を占めていくということは、あまり格好よくないから、これはやはりできる限り国内で自給ができれば、その方をとつていくのだ。ただ一番問題は、食

糧と飼料との関係がなかなか農家としてはむずかしい点があつて、飼料作物を作つて、それが外へ売つた方が高く売れて、それで買つた方がいいというふうなことも考へられておるのが過去の事情であつたようだから、そこら辺はよほど啓蒙、宣伝が必要であります。そういうことも考へてやる必要がある。それから問題は一歩フィッシュ・ミールです。フィッシュ・ミールの将来における需給は大へんなものらしいのですが、これが水産関係の団体に責任数量を堅実な内訳の形で出してもいい。どうも外から買うとけれども、さあ、それは何ぼ出すかといふ、なかなかこれは責任は持てない。無理もないのです。これが何がしかとれると思つてとれないと、約束しても出せないといふことであります。それから、それはたとへば百万トンは内地でとれると仮定したときには、それはあぶないから堅実に七十万トンは出せるといふ責任数量を持つて出してもらふぬと畜産計画は立たぬのじゃないか。それだけの協力をしてもらふという形をとつて、そうして種類別に国内需給はどういう形になるかといふことを立て、どうしても今直ちにはいかぬが、将来は自給できるが今はいかぬといふものと、将来とも無理だといふものがあるとするれば、それは何かというふうに分けて輸入計画を立てていふたらどうかといふ考へ方でおります。この点は業界と二回ほど話したのです。その関係から必要があれば、飼料需給安定法等のことを、それらに關係する法制度が必要があれば考へていく必要がある、こういうことを考へ

ておるということをおししたのです。ただいま御指摘の資料を注意して両方比較して見ておらぬので、だいたい開きがあるのには畜産局として考へておる何かそれには畜産局として考へておることがあるようでありまして、ちょっとその点を説明させていただきます。○説明員(花園一郎君) ただいまの大臣の御説明を補足いたしますが、ただいまの北村先生の御質問の数字は濃厚飼料に関する限りだけでございます。それで、実は粗飼料につきまして、これを急激に増加させることが飼料作物への転換その他を通じて、今後なすべく問題であるといふことは、私ちよつと触れたのであります。その点につきまして、四千七百万トンの現在の粗飼料の国内需給が約一億トンの近いものの上から努力するといふのは、これは非常に国土利用上は相当な力の要することでございますが、そのように努力いたすわけでは、いろいろ説がありまして、一応畜産局といたしまして、いわゆる言葉がちょっと常識的な使ひ方になります。輸入濃厚飼料といふものにつきましては、一億五千万トンのうち今北村先生が言われたような数字を算定いたしておるのではありません。これにつきましては、一応所得倍増率、それに應ずる、畜産物、消費の実態に應ずる所要の濃厚飼料といふものから見ますと、それは家畜別にはまだ相当問題がございますけれども、そういったものを一応の目標にいたしておるわけでございます。この点については、やはり十年後の問題として今後も少し年次別にしっかりと

固めていかなければならぬ問題であらうかと考へる次第であります。○北村勲君 今、大臣のおっしゃつたフィッシュ・ミールなんかも、答申案は四十四年は輸入しないことになつておるのです。ゼロなんですか。ところが、この所得倍増計画のもらつた資料によると、フィッシュ・ミールの方はこれは大へんな輸入をするのでございね。三十五年で一万八千トン輸入しておるやつを、四十五年には十五万トン八三三%ふえるといふことになつておるのです。だから答申案ではゼロなんです。それから所得倍増計画の畜産局の資料だと八三三%ですよ。とんでもないことになつておるのです。だから、これは私は畜産局の飼料の問題はまさしくむずかしいです。ですから、この所得倍増計画の方に、飼料の問題は実は載つていないわけなんです。これは予算委員会一回やつたことがあるのです。載つてないのです。あの当時おそろしく間に合わなかつたのだらうと思つておるのですが、この所得倍増計画に合つて作つた三十六年三月一日付で作つておるわけですね、この文書は、それが今言つた数字で答申案と非常な差があるわけなんです。でありますから、おそらくこれは私は飼料といふものは混迷しているのじゃないかといふ、右往左往されておるのではないかと、こういうことをはつきり物語つていくのじゃないかと思つておるのです。そういう点からいって、私はこの畜産というものは非常にむずかしい、また畜産が伸びるということにおいて、今後この飼料問題というのをはきわめて重大で、それが今日まで非常になおざりにされ

てきたという事は、私はもうこれは否定できない事実だと思えます。でありますから、この点について私はやはり今日、養鶏を振興し、養豚を振興しよりとしても、飼料の問題は一体どうなるのか。安くするのか、高くなるのか、これは大問題です。しかも、今後における構造改革によって、今までの片手間に、副業的に養豚をやったり、養鶏をやったりするわけじゃない。何十頭、何千羽という事で専門的にやる。これは値段の上がる下がる、まあ価格政策の問題もあるわけですが、これは死活問題ですよ。一步誤れば大へんなことになる。今までの副業で農業をやりながら、畜産の方は片手間にやるというのだったら、飼料はいかげん高くなっても、値段は上がったって下がったって農家経済に決定的な要素というものはなかったが、今後構造改善をして、畜産を奨励していくという考え方からすれば、これはきわめて重大な問題ですよ。ところが、今申しましたような形になっておるので、この点では、一つ政府は今後の最も有望な成長財である畜産というものについて、これは農民に——私は基本法ができたから、畜産は成長財だからやれよという事は、この基本法が通ったからといって、簡単にできない問題じゃないか。非常に大きな不安を持っておるのじゃないか、こういうことが言えると思うのです。でありますから、この点では一つ大臣も——これはまあ安田局長でもいれば名答弁でどのくらいおさまれるかわかりませんが、(笑)私の調べた範囲で言うと、どうもこれは納得できない資料です。ですから、この点

は一つ大臣も心していただきたいと思えます。

けれども次の段階では計画的に立てていこうと思っております。いずれにいたしましても飼料というものは総合的に、これを農林省の役所で言えば畜産、水産、それから農地局というようなものが一体になってこれが生産の計画に協力させて、的確な数字を出さしていく覚悟でございます。

○清澤俊英君 この点だけ関連して。畜産局としてもみずから混迷に入っているのじゃないかと思いが、われわれが知っている範囲では、最近まで畜産の振興は自給飼料の確立だ、こういう形を強く打ち出しておられますが、さて自給飼料を何でやるかということになりますと、牧草地帯の拡大ということになる。これらをやするために、三十五年には実際の、そういう地域のものを、どうこれを調整して、そういうものを作っていくかというので、たしか五百五十万もの予算を組んでおるが、そういうものが私は一つの山へ乗り上げて、なかなかそういうことをやろうと思ってもやれない、こういうより重大な場面につかかったのが、この混迷を来たす中心になったのじゃないかと思ふ。私はそう思っております。だから、われわれが三合牛乳を唱え、あるいは共同経営を唱える、そのよりしろには、三百万町歩云々というよりしろを言っておりますが、よりしろにはそういった自給飼料等の拡大が相当見込まれる、牧草地帯なり、開墾地は三分の二以上見込んでおるのであります。これはこの間も、だれかの質問で三分の二をもくろんでおるのであります。それをやれば今の問題は解決します。今までの形でも、私には畜産局として、いろいろな苦勞はしておるが、そこで突き当たったので、飼料計画というものを愛更したのじゃないか、こういうふうにも考えられる。その点は一つ安田君でも来たらうまいことを言うかも

しれません、(笑)私はそれが中心だと思えます。

業者に対しても私は済まぬと思う。だから、ほんとうに国内のイワシ、サンマというよりなるものをフィッシュ・ミールとして飼料に持っていくについてはどういうふうな形でこれを指導し、これを奨励していくか。それに対してどれだけの責任を持たせるかということきめていかせることも飼料対策なり、フィッシュ・ミール対策の一つの行き方だと思ふ。そういうことを立てさせるという方向に動かしていく。そしてなおかつ国内での自給度の上から足らぬという分を外から入れたらどうか、その計画を立てたらどうかという話をしているわけですよ。おそらく三月ごろですから、まだ国内の全漁連等なかなかむずかしい問題だからなかなか責任を持つてはつきり答弁ができませんか、かたかと思つて、いろいろの事情でそういう数字が出たのでしょうが、かなり最近の畜産飼料におけるフィッシュ・ミールの地位は高いのです。そしてフィッシュ・ミールは、国内産で足りない分は相当入れなければならぬのではないかと思つております。

○國務大臣(周東英雄君) 私は飼料対策というものは畜産政策を行なう上には一番重要だと思つておりますので、飼料審議会においても、私は所信を述べましたし、国会においても二回ほど述べておる。すべて飼料問題については集中して対策を立てることにしております。それには農林省の関係官としては、農地局、水産庁、畜産局という間にも相互連関をとって立てさせる、立てろということを考えております。それは今の飼料の問題を私はどういふうりにしていたかよく知りませんが、三月と云われましたが、フィッシュ・ミールというのは一番問題なんですよ。北村さんの御指摘のフィッシュ・ミールは、実は国内の生産においては飼料用フィッシュ・ミールというのは今まで出そうとかなかなかしなかつた。ところが、それは多くの場合においてなかなか足らぬから、この前何トンか輸入したんですが、そうすると、輸入した瞬間に今度は国内が騒ぎ出すというよりなことですよ。そこで、先ほど言つたように、今後のほんとうの飼料計画を立てる中においてフィッシュ・ミールの地位というものは重要なんだから、全国漁業組合連合会というか、全漁連というか、各所属組合を通じて一体どれだけの責任を持てるかというところを出してくれ、しかし、それはいつも責任を持たせるということはいかぬ、それは魚種に影響することもあるから、それだから、内輪でもい

いから出してくだらないので、そして自給計画は立たないのですよ。そして外から買うというのでは非常に沿岸

業者に対しても私は済まぬと思う。だから、ほんとうに国内のイワシ、サンマというよりなるものをフィッシュ・ミールとして飼料に持っていくについてはどういうふうな形でこれを指導し、これを奨励していくか。それに対してどれだけの責任を持たせるかということきめていかせることも飼料対策なり、フィッシュ・ミール対策の一つの行き方だと思ふ。そういうことを立てさせるという方向に動かしていく。そしてなおかつ国内での自給度の上から足らぬという分を外から入れたらどうか、その計画を立てたらどうかという話をしているわけですよ。おそらく三月ごろですから、まだ国内の全漁連等なかなかむずかしい問題だからなかなか責任を持つてはつきり答弁ができませんか、かたかと思つて、いろいろの事情でそういう数字が出たのでしょうが、かなり最近の畜産飼料におけるフィッシュ・ミールの地位は高いのです。そしてフィッシュ・ミールは、国内産で足りない分は相当入れなければならぬのではないかと思つております。

○北村暢君 もう時間ですから、一、二点で終わりたいと思つて、この畜産の問題は飼料の問題と同時に価格政策の問題について、これは非常に重要だということは、もう各委員が指摘いたしましたから私はそれには触れませんが、今後のこの畜産振興にあつた構造問題、これについて私一つお伺いしたいのですが、これはわが党の江田書記長も触れましたように、水田稲作に対する労働報酬と、それから酪農に対しての労働報酬、これが非常に大きな差がある。この問題を指摘しておりましたが、今度の倍増計画なりあるいは答申案によりまして、特に酪農については申し上げるのですが、現在の酪農の飼養頭数は、まあ一戸において大体一頭平均、五頭以上をやっておるものは、これはちよつと三十何年かわかりませんが、四十一万戸のうち約一・二％にしかなつておらない。そして、五頭くらい飼育しますという、一日の労働報酬が九百万円くらいになる。まあ一、二頭では二百円とか何とかが言つてみたところで問題にならない。ところが、今後におけるこの酪農、乳牛の増殖に見ましても、大体平均三頭くらいまでしかいかない、こういう状態にあるわけですよ。これを一

私ども次の段階では計画的に立てていこうと思つております。いずれにいたしましても飼料というものは総合的に、これを農林省の役所で言えば畜産、水産、それから農地局というようなものが一体になってこれが生産の計画に協力させて、的確な数字を出さしていく覚悟でございます。

私ども次の段階では計画的に立てていこうと思つております。いずれにいたしましても飼料というものは総合的に、これを農林省の役所で言えば畜産、水産、それから農地局というようなものが一体になってこれが生産の計画に協力させて、的確な数字を出さしていく覚悟でございます。

体どのようにして生産性の高い構造に持つていくか。これは自立経営の営農類型等について考えている点があるようである。従来、先ほど来からしばしば言われている水田農家の二・五町歩の自立経営農家百万戸つくるという事はしばしば出てきますけれども、この酪農家を一体どういう形でもって自立経営に持つていくかという事は、多頭飼育なりあるいは主産地形成なりというよりな施策がいろいろ出ているようですね。これは非常にむずかしい問題だと思つて、現実には一頭か二頭しか持つていないものが圧倒的多数ですから、これを一体どのようにするか。従つて、これを合理的な生産性の高いものを持つていくとするならば、現在飼育しているものを、これを一頭だの二頭だのというのをやめさせてほかに持つていかなければ、絶対数に限りがあるのですから、これは問題があるのじやないか、こういうふうに思ふんです。従つて、一体この成長財としての畜産奨励、特に酪農というものについてどのような考え方を持つておられるか、これを一つ御説明いただきたい。

○政府委員(大沢融君) 御指摘のように、少数飼育の場合に家族労働報酬として非常に少ないものしか割り当てられないというよりな事について、数字は、お配りいたしました資料の中にもあるのですが、やはり多頭飼育——この資料では五頭以上のものが平均的に一本になつておりますけれども、まあ乳価の下がった三十三年は別であります、やはり五頭以上になりますと、平均的にはかなり高い家族労働報酬というものも出ております。従いまして、もちろん飼育時間というよりな関係も一頭当たり少ないというよりな関係が見られると思ひます。この前のごことにつきまして、主管局長からもお話がございましたけれども、資料的に生産費調査がまだなかなか十分な域に達してないというよりな事もあるかと思ひますけれども、大きな傾向から見ればやはり多頭飼育というよりな事だと思ひます。と同時に、まあ乳と結びついたら申しますか、えさを自給飼料部分をふやしていくというよりな事などから、何と申しますか、利益が上がるよりな形に持つていくというよりな事が今後の畜産を伸ばすゆえんでもあると思ひます。もちろん基本法でいってあります自立経営農家というもののタイプの中には、酪農中心のものもいろいろ形が類型としてはいろいろだろいかというよりな事も研究をして打ち出して参りたいと、こういうふうに考へております。

○北村暢君 これは大沢審議官、そうおっしゃいますけれども、これはまあ大へんむずかしい問題なんです。現実は今八十万頭かいる牛が、一頭か二頭くらい、労働生産性からいけばきわめて低位な飼育の方法をやつてはなかなかなれないような状態であるわけですね。これは圧倒的にそうなんです。五頭以上というのはいくつか、所有農家のうちにはないんですから、そうならば、これは二・五ヘクタールの自立経営農家を作つて水田をやつていけば、それ以外のものは、まあ自立経営に行くか、兼業に落ちるか、こういうことでもって分解していく。そのことが農家の農民の首切りだと言われたと同じように、これはやはり考え方として合理的な経済的に成り立つ多頭飼育という事で行くならば、これは酪農のやつているものを現在の形でそのまま酪農戸数をふやしていったんでは、これは構造改善にはならないわけですね。当然これは五頭でよりやつと労働報酬が九百円か千円になる、こういうことなんです。それ以下だったらもう不経済な飼育にきまつていられるわけですね、現状においては、将来どうなるかわかりません。そういうよりな点からいけば、これは二・五ヘクタールの農家を作ることが農家の首切りだといふことだといふと、当然酪農において酪農でなくなる、転換しなければならぬもので、そうして集めない限り、絶対数において押えられるのですから、そういう問題が……(絶対的じゃないよ)と呼ぶ者あり) 何だ。(牛は子供生むじやないか)と呼ぶ者あり)

○委員長(藤野繁雄君) おいおい、要らんことを言つていかん。

○北村暢君 そういふことで、酪農家の自立経営という事について相当やほりむずかしい今後の問題が起るのではないか。先ほど大沢審議官の答弁では、自立経営農家という事を主張する政府として非常に施策としては抜けているのじやないか。まあ今後どういふふうな計画を出されるかわかりませんが、非常にむずかしい問題だと思ふんです。この点は今後の酪農を養成していくという点からいって、一体構造政策の観点からいってどういふ指導をされようとするのか。これは私は、畜産が成長財なるがゆえに、

今後の酪農というものに非常に心配がある。特に構造政策を考へている点からいってですね。それで御伺ひしているわけですね。

○説明員(花園一郎君) ただいまの酪農関係乳用牛の経営をできるだけ集約的にして参る事については御説の通りでございます。ただ、今年計画後における目標頭数おおよそ二百七十万頭程度のものが実はこの二月現在でおおむね九十万頭程度でございます。これが自立経営農家としてどのように考へられるかという事は、お説の通り五頭以上ないとなかなか乳牛飼養専業農家にはならぬといふことでございます。これについては、十年後専門的に牛飼いで生計を立てていくというものについては、十年後で戸数でおおむね十万户程度、これは五頭ないし八頭くらいの平均規模で全国的に散らばるといふことが一つの目標に掲げられるわけでございます。と同時に、この経過の自立経営と申しますか、十年後においてはまだ自立しておられぬが、その後一応五万户を想定してござまして、これがおおよそ三、四頭程度の飼育頭数を持ち得るようになりたい、かういふ程度を構成員を持つ協業体にして、やはり一戸別にしますとその程度の数字になるのじやないかと、協業体として平均規模頭数三十頭ないし四十頭を持つものを自立経営としては十年後に一万户、それから今の経過の自立経営としては五千戸というふうな、専門的な農家というものは合計いたしま

すればおおよそ二十五万户くらいのものが、平均規模をいたしましては、個人としては、経過の自立経営まで合わせまして最大六、七頭まで達するよう持つて参りたい、それ以外にこの畜産ばかりを専業にいたしませんで、やはり併業的に耕作農業もやつておるもの、こういう有畜農的なものにつきましても、個人については経過の自立経営十五万户、それから自立経営者十万户、それから協業体につきましては、経過のものも五千戸、それから自立協業いたしますものを五千戸といふふうに、全体として二百七十万户が、それぞれの段階、または過程的なものがございますが、一応そういうよりな、先生の言われまます通りに、できるだけ多頭飼育の姿を実現させるように持つて参りたい、これについては当然今言われまました畜産主産地を中心にそういう農家を造成いたすように努力目標を置いておるわけでありませう。

○北村暢君 これでもやめますが、この主産地形成という問題と、従来の乳牛の分布の状況と、これはやはり相当政策的に指導といひますが、それをやらなければ、先般この集約酪農地域の指定の問題と関連して、あまりにも漫然とやつてしまつたような形で、そのことと自体が非常に非能率な形になつておる、従つて主産地形成といふことを政策的にやるという事になれば、これはやはり相当な指導をしないと、従来のよりな形では合理化できないのじやないか、従つて生産性も上がらないじやないか、こういう感じがします。私はまあ質問はこれできやうは終ります。



○安田敏雄君 私はこの間大臣がいなかったで、はつきりしない点をお聞きしたいと思ひます。

この基本法の第一条と、それから第十五条は深い関連があると思ふわけなんです。第一条には「他産業との生産性の格差が是正されるように農業の生産性が向上する」という点と、それから「農業従事者が所得を増大して他産業従事者と均衡する生活を営む」というように、二重の目標を掲げておるわけなんです。この目標を裏づけるためには、第十五条の家族経営を發展させるのだと、そしてその家族経営を發展させるには、また二つの性格をうたつたところの「正常な構成の家族のうち」云々という問題と、「当該農業従事者が他産業従事者と」以下云々ということによつて、そういう自立経営農家を育成させるのだと、こういうことがこの基本法の根本的ないわゆる精神であり、方針だろうと、こういうふうに解せるわけなんです。その通りでよろしゅうございませうか。

○政府委員(大沢融君) ちよつと御説明申し上げます。第一条でいっておることは、安田先生おっしゃる通り、一つは、生産性の問題を目標に掲げ、一つは、生活の均衡ということを相並列して二つの目的を掲げておるわけでありませう。そこで、これらの問題を解決するために自立経営をいっておるんだと、こういうことございませうけれども、ただ自立経営、構造改善と、この自立経営の育成ということではなく、生産対策、あるいは価格、流通対策、構造改善にありませう。自立経営の育成はもちろんなことながら、協

業の助長というよりなこと、万般の政策が相待つて、第一条の今申された二つの目的を達する、こういうことになつておるわけでございます。従いまして自立経営というものは、そういう経営のいい手として、ほかの政策と相待つて自立経営が育成されることによつて、第一条の目的が達成されるんだというふうに御理解いただいておるならば、その通りだと思ひます。

○安田敏雄君 第一条の目的を達成するために、第二条のいろいろな施策がある、しかし、その根本になる構造的な問題としては、第十五条、いわゆる家族経営というものが根本的に、いわゆる構造的な問題なんです、ですから、そういう形態に農業を置くんだと、自立経営をそういうふうな場合に育成していくんだというふうなこれは解されるわけなんです、そういうことなんです。政策は抜きにいたしまして、いわゆる営農の、将来における日本の農業の営農の本体というものは、いわゆる構造というものは、この家族経営が中心のものである、こういうことになつておるわけなんです。

○国務大臣(周東英雄君) それはその通りです。

○安田敏雄君 そうしますと、私はそういう第一条の目的を達成するために、いわゆる第一の達成のために、生産性と、それから所得ないし生活が、そうしますと、家族経営によつて達成されるかという一体保証があるかというところが疑問になつてくるわけなんです。生産性が上がれば直ちにそれが所得が上がるというふうなことは、現在のいわゆる経済実情の中ではなかなか困難ではないかと、こういうふうに見られ

るわけなんです。というのは、なぜかと申しますと、結局もし家族経営というワケの中で他産業との生産性の格差を是正するのだという、そういうことは今日のいろいろな経済実情の中におきましてはきわめて困難ではないかというふうに感じておるわけなんです。こういう点についてどういふふうにお考えになりますか。

○国務大臣(周東英雄君) 安田さんはえらく狭くお考えになるのですが、第四章第十五条は、農業構造に關して家族経営というものを近代化して、いこうというのを書いてあるだけであつた、この生産性を上げるとか、あるいは生活を均衡せしめるとか、あるいは生活を向上せしめるとか、あるいは家族経営だけをやって、第一条の生産性を向上せしめるとか、あるいは生産性を上げ、生活を均衡せしめるとか、あるいは必要な施策が書いてあります。以下に必要な施策が書いてあります。

○安田敏雄君 確かに協業の問題がうたつてありますが、その協業というところはやはり家族経営を發展させるための一つの協業のようにこの条文を見るに、それは、あるいはその他のまあ予算の裏づけであるとか、あるいはまたその協業とかによつて健全な家族経営に、あるいは、そういう家族経営でもつてはたして他産業に劣らないような農業はなり得るかということが問題になるわけなんです。もしおっしゃるようなら、健全な家族経営として一応成り立つ、他産業に生産性が劣らないというふうな家族経営であれば、何もそれは、農業がいわゆる企業としての性格を持つて、企業として成立するわけなんです。そういうふうに考えられてくると、もしかりに家族経営というワケの中に限りがある限り、協業の問題を家族経営を發展せしめるといふような場合に持つていっても、はたして今、特にいろいろの所得増進計画を見まして、農業に対しては将来において投資額が一兆円で、ほかは十六兆ばかりと、あるいは政府の戦後におけるところの農業予算の推移の問題から見まして、企業形態である他産業と家族経営を中心としたものがはたして生産性を同じくするような、均衡がとれるような方向へ格差を是正していくことが可能かという点に疑点があるわけなんです。

り将来の政府で考えておるのは家族経営が中心であるということになつて、その家族経営がいろいろの政府の施策であるとか、あるいはその他のまあ予算の裏づけであるとか、あるいはまたその協業とかによつて健全な家族経営に、あるいは、そういう家族経営でもつてはたして他産業に劣らないような農業はなり得るかということが問題になるわけなんです。もしおっしゃるようなら、健全な家族経営として一応成り立つ、他産業に生産性が劣らないというふうな家族経営であれば、何もそれは、農業がいわゆる企業としての性格を持つて、企業として成立するわけなんです。そういうふうに考えられてくると、もしかりに家族経営というワケの中に限りがある限り、協業の問題を家族経営を發展せしめるといふような場合に持つていっても、はたして今、特にいろいろの所得増進計画を見まして、農業に対しては将来において投資額が一兆円で、ほかは十六兆ばかりと、あるいは政府の戦後におけるところの農業予算の推移の問題から見まして、企業形態である他産業と家族経営を中心としたものがはたして生産性を同じくするような、均衡がとれるような方向へ格差を是正していくことが可能かという点に疑点があるわけなんです。

○国務大臣(周東英雄君) これはなかなか、こういう法律が通つていろいろの施策をしたからあつたからすぐに所得が倍になるといふものじゃないです。そこには非常なむずかしさはありますが、しかし、少なくとも私どもが今後の農業経営のあり方において家族経営というものを中心としていくということが一つであり、それをやつて参ります。一つについて、

「委員長退席、理事秋山俊一郎君 着席」  
生産性を向上させ、他の産業従事者と均衡を得た生活を営むようにするためには、たとえば需要が伸びて作つたら売れるというふうなものを作らせるといふようなこと、あるいは外国と競争関係にあるものは、もつと生産を合理化して太刀打ちのできるようにして所得を獲得できるようにするとか、あるいは土地の改良その他、水の供給等に關して必要な施策に關して相当な施策を行なつて、農業生産に關してより便宜を与え、あるいは農地を集團化して経営を業にして生産を上げるとか、あるいは作つた生産物が合理的な流通をして、そして買いたたかれないよう強力な形に運用する、進んでは生産物を加工して付加価値を造成して商品として所得を上げるとか、あるいは農業資材等については先ほど御指摘がありました、なかなかむずかしい問題だが、畜産を奨励するに、飼料というものをできるだけ安く豊富に供給するような計画を立てるに、必要の施策を講ずるとかといふようなことができて、この生産性の向上ができた、ほかの所得を増大していけるというわけでありませう。家族経営それ自体をさして、それだけで生産性を向上させるといふことは言つていないのです。つまり問題は経営の形態においては、日本の農村としてはまず家族経営というものを中心として、

それを強めていくことが一つであり、さらにそれをやるについては二条各号の施策を固く講じていこう、さらにそれが一つ一つの家族経営では少し生産を上げるについてやりにくい、むしろ設備の共同利用によって労力を省き、生産を上げることではないか、ならぬというならば、従来からやっていたように設備の共同利用、機械の共同利用というよりなことをやらせていこう。また進んで先ほど出た畜産については牧野あるいは草地を共同に持つて、そこに入り会って草をとり、家畜を放牧するというようなことをやりたいというならば、そういう方向に向かって、所によつてはこれを指導、助長していけばいい、こういうことであつて、何かそれだけで十五条一つで、一条と矛盾するようなお話は少し私に聞かぬのではないかと、こう思っています。

○安田敏雄君 農業がただいま大臣がおっしゃる通りに、そういうふうに非常に飛躍的な発展を遂げ得るといふものならば、私に言わせれば、それは家族経営というワクの中でなくて、もっとほかに構造改善を考えなければならぬ。こういうような考えの道も出てくる。農業自体が他産業に比して、そういうよりいろいろな施策によつて発展する、こういう前提に立てば、何も家族経営というワクの中で物事を考えないで、構造改善の方途というものを、もつとほかに求むべきではないか、こういうような疑点が残るわけですね。

○国務大臣(周東英雄君) だから基本を、日本の農村として最も適した家族経営というものを中心にしますが、それは協同組織による設備機械の共同利用にまでも進むことはけつこうでありませぬ。それはもちろん農業経営改善の上で立つて当然やるべきことで、われわれは今日までやってきた。しかし、それはまだまだ予算とかない金融措置で足りないところがございませぬので、今度は農業経営近代化資金というよりなものを考へて、そういうものをどんどん出して、そして個人あるいは協同組織による設備を講じてやろうというところには、さういふわけですね。

「理事 秋山俊一郎君退席、委員長着席」

○安田敏雄君 そこで第一条に返りますが、さういふ私の主張から申し上げますれば、むしろ第一条は所得であるとかあるいは生活が目標になつて、むしろ生産性の向上ということが手段でなければならぬ、ところが、第一条は文の構成からいいますと、生産性を向上することが目的だ、そうじゃなくて、所得を増大させるために、生活を他産業と同じ水準にするためには、生産性というものを手段として向上させていくのだ、さういふ法文の位置づけの方が正しいではないか、さういふ点については、社会党案の第一条にはつきりうたつてあるわけですね。社会党においては、「農民の所得及び生活水準が他産業に従事する者のそれと同一水準」、同一水準といわなくても、さういふ所得であるとか、生活の問題を目的にして、むしろ生産性向上というところは、それを達成する一つの手段だ、さういふように考へた方が正しいのではないか、さういふように思ひわけです。ところが、政府案においては生産性の向上ということが目的になつ

ているわけですね。さうしますと、生産性が向上してもはたして今の経済実情の中で所得や生活がその通りに他産業並みに向上していくということについては、少し考へ方がどうも政府案のように私としては納得できないような気がするのです。

○国務大臣(周東英雄君) これはたびたび論戦になつておりますが、私どもは生産性の向上ということは、それは当然それによつて生産が増大するということ、これは、当然経過として出てくる、これは一つの目標であつてよろしい。しかし、われわれが考へておるのは、農業従事者は所得だけの均衡ということだけで足らぬのではないかと、さう思つておるわけですね。生活の均衡を得せしめるという考へたのは、所得ももちろん増大していくということ、均衡を得せしめる一つの要因になる、主たる重要な。けれども、このほかに、生活環境を同じゅうしていくということが、生活を均衡させるということになるのじゃないかと、さういふのが私どもの考へ方でありませぬ。そこで第二条の一項八号はそれに関するところが書いてあります。生活環境の整備だとか、あるいは交通、あるいは生活の改善といういろいろなものが出て参るのはさういふことであつて、さういふことが、都会とか、その他の方面とやはり均衡を得たところに生活するということ、生活を均衡せしめる一つの、また他の重要な要因であらうかと思ひます。

がらたつてないわけなんです。この税法上の問題を、将来農業が家族経営を中心にして飛躍的な発展をしていく、あるいは農地の信託制度等によつて合名会社、合資会社、いわゆる農業生産法人が出る、さういふ場合、所得が増大してきます、さういふ場合、いわゆる所得と云ふような問題も出てくる、さういふ問題は土地を取得しますと、財産取得という問題が出てくるわけですね。さういふことば農地を取得する場合におきまして、非常に高いいわゆる価格で買います、さういふ、さういふ生産が収益の問題で困難なる問題が非常に多いわけなんです。さういふようなときにおいて、税法上の特別の措置を講じてやらなければならぬという問題が出てくるわけですね。この税法上の問題については、一体どの項で処理していくのかお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(周東英雄君) それは私どもが第四条を広く書いてあるゆゑんでありませぬ、「政府は、第二条第一項の施策を実施するため必要な法制及び財政上の措置を講じなければならぬ。」この財政上の中に、予算措置、税法上の措置は入つております。

○安田敏雄君 どうも私としてはそれだけでは納得できないわけなんですけれども、むしろこれを率直に解しますと、さういふと、法制上とは、これからのいろいろな基本法に関連した法律上の問題があるわけですね、施策としての。財政上の問題となりませぬ、これはやはり農民自体の税金の問題までも触れていられるように考へられぬわけですね。これは地方農民の要求としては、まあ予約米の減税はやめても、今の事業所得に對するところの専従者控除をしるというよりな声もあるわけなんです。

将来の税法から見ても、相当税法の問題は、税金の問題は重要なウエイトを占めていのではないかと考へますと、やはり政府案のように、この重大な問題はどうかの項へ入れておかないといふことは、私は手落ちじゃないかと思ひます。

○国務大臣(周東英雄君) その点は、議論になつて、これを特に財政上と書いたのです。それでなくても十二条でもはつきりわかるのです。二条の中において、「その政策全般にわたる、必要な施策」といふものは、これは減免税とかいふような問題が当然入つてきます。あるいは産投の措置もこの中に入つていられるわけですね、必要な施策は、けれども、それをさらにこの第四条で、「第二条第一項の施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならぬ。」重ねてこれをはつきり書いた。それはさういふ立法沿革ですけれども、ちゃんとそれははつきり通りましたら、コメントールをはつきり書きます。

○安田敏雄君 将来財政上の措置の中にさういふ問題も考慮するといふならば一応わかりませぬけれども、私としては、基本法の中にはやはり明確にうたうべきでなかつたかといふことを主張してはいるわけなんです。

○委員長(藤野繁雄君) 速記をとめて

〔速記中止〕

○委員長(藤野繁雄君) 速記を始め

本日はこの程度として散会いたします。

午後五時三十五分散会

昭和三十六年六月二日印刷

昭和三十六年六月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局